

提言書

令和5・6 年度

豊かな体験活動をととした

人づくり・つながりづくり・地域づくり

～子ども・若者の社会参画と居場所を中心にして～

令和 7 年 5 月 7 日

磐田市社会教育委員会

はじめに

2023(令和5)年9月5日に開催された社会教育委員会において、教育長から、次のような磐田市の取組を踏まえ、今後の学校教育及び社会教育に係る諸事業の在り方について示唆をいただきたいとの諮問があった。

- 1 自己肯定感(誇り)を持ち、故郷を愛し世のために行動できる若者を育てたい。このために、地域の力を借りて人と人との関わり・つながりの環境を設定し、体験活動を積ませたい。
- 2 教育内容を習得するだけでなく、思考力・判断力・表現力、課題発見力等を育てることが大事であり、探究的な学習を大切にしている。地域課題発見力を育てようとしている。
- 3 自分事として学んでいくことが大事であり、学校教育と社会教育のベクトルを合わせたい。
- 4 不登校児童生徒が増加している。誰も置いていかない教育をしたい。地域の中で居場所を作っていきたい。

2017(平成29)年3月以降、小学校・中学校・高校・特別支援学校の学習指導要領が相次いで改訂され、2020(令和2)年度以降、順次実施されている。学校には、子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力とは何かを社会と共有し、「社会に開かれた教育課程」を編成・実施することが求められている。

2018(平成30)年12月には、中央教育審議会が『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』を答申し、「社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり」を推進することを求めた。人口減少や災害への対応が大きな課題となる中、これからの地域を担う若者をいかにして育成するかが社会全体に課せられた大きな課題となっている。

2023(令和5)年度には、全国の小中学校の不登校児童生徒が34万人を超え、磐田市でも500人余を数え年々増加傾向にある。誰一人取り残すことなく、「生きる力」を培い社会的・経済的自立を実現できるよう支援に努めることも喫緊の課題となっている。

更に、2023(令和5)年4月に「こども基本法」が施行され、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送る社会を実現するため、子どもが多様な社会的活動に参画する機会を確保することが求められることとなった。

このほか、学校教育において児童生徒に育成すべき生きる力やその手立てとしての体験活動については、これまで数々の中央教育審議会答申や教育内容の大綱を示した『学習指導要領』において言及されてきた。また、急激な人口減少や経済社会の変動に伴い、社会教育についても従来の捉え方の枠組みを大きく転換することが求められるようになった。

更に、学校教育の一環として行われてきた部活動が、教員の働き方改革や少子化等様々な課題に直面する中、平成30年に、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガ

イドライン」において、「学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」という方向性が示され、その後、中央教育審議会答申（平成31年1月）やスポーツ庁・文化庁のガイドラインを踏まえて、全国各自治体において部活動改革が進められている。本市においても、公立中学校の部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行する方針が市教育委員会から示され、中学生の文化・スポーツ活動等の体験活動の機会をどのように保障するかが、社会教育の観点からも大きな課題となっている。

以上のような動向を踏まえ、1～3の諮問事項については、改めて、国の施策の動向や磐田市の現状と課題を把握・整理することとした。また、諮問事項の4については、不登校傾向を有する児童生徒の居場所の在り方に加えて、中学生の大半が関わっている部活動（文化・スポーツ活動）に係る居場所についても協議することとした。

調査・研究にあたり、2024（令和6）年1月には、浜松市の2つの協働センターを訪問し、主として中学生の地域活動への参画について有益な示唆をいただいた。同年9月には、菊川市市民協働センターを訪問し、中高校生の社会参画について御教示いただいた。

2024（令和6）年8月には、市内各地区における子ども・若者の体験活動や地域活動への参加・参画状況及び居場所への取組の現状や課題を把握するため「市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査」を実施した。また、各地区で行われている祭典・イベント開催・伝統芸能の継承等々、様々な分野における子ども・若者の体験活動について、多くの関係者にお教えいただいた。このほか、静岡県社会教育委員連絡協議会の各種研修会や全国社会教育研究大会に参加する中で得た多くの知見からも学ばせていただいた。

以上のような調査・研究を踏まえ、社会教育委員会では、次の事項に留意し提言書『豊かな体験活動をとoshた、人づくり・つながりづくり・地域づくり～子ども・若者の社会参画と居場所を中心にして～』をまとめた。

- 1 子ども・若者にとっての体験活動の意義について理解を深めるため、近年の学校教育及び社会教育における若者の体験活動に関する国の施策の動向を改めて振り返り、関連する主な法改正や中央教育審議会答申等を整理した。
- 2 「他地区の取組を知りたい」とする要望が強いことを踏まえ、本市及び県内外における多様な主体による子ども・若者の体験活動や居場所開設の事例をできる限り紹介するよう努めた。
- 3 喫緊の課題である公立中学校の部活動を学校教育から社会教育に移行については、主として、子ども・若者の居場所に関する課題に位置付け取り上げることとした。
- 4 調査研究や協議をとoshして得られた改善のヒントや諸課題の解決に資すると思われる手がかりを、学校・地域・行政ごとに提言として整理した。

参考になる実践事例や提言については、御検討・御活用いただければ幸いである。

目 次

	ページ
はじめに	1
① 学校教育及び社会教育をめぐる動き	7
1 これからの社会像の転換	
「少子高齢社会」から「人生 100 年時代」へ 子ども・若者主役の持続可能な社会の実現	
2 子ども・若者をめぐる動き	7
こども基本法の施行 / こども・家庭庁の発足 子ども・若者の現状 / 青少年団体の現状	
3 学校教育の現在	8
中央教育審議会答申及び・学習指導要領が求めるもの 確かな学力の育成 / 体験活動の充実 / 主権者教育の充実等 生徒の発達支援 / 社会に開かれた教育課程	
4 社会教育に求められるもの	11
社会教育をめぐる法律等の制定・改正 社会教育に期待されるもの	
② 体験活動の現状と課題	
1 体験活動の定義及び体験活動の種類	12
人間としての成長・発達における「体験」の意義 「体験活動」の定義及び種類	
2 子ども・若者の体験活動の現状	13
自然体験・生活体験の減少 自然体験・生活体験の意義・有用性	
3 学校教育における体験活動への取組	14
体験活動の教育的意義 学校教育法・社会教育法等における体験活動に関する記述 学校教育における体験活動への取組 「総合的な学習（探究）の時間」 / 特別活動 部活動及び部活動をとおした社会貢献 / 小中学校における優れた 芸術鑑賞体験 / 小中学校における地元プロスポーツチームの 試合観戦体験 / 小学生の各種市内大会 / オンラインによる 小小交流・小中交流	

4 地域における体験活動への取組	18
社会教育施設の取組	
交流センター・地域づくり協議会・市民団体の取組	
生活・文化体験活動 / 自然体験活動 / 社会体験活動	
NPO 法人・市民団体の取組	
行政による取組	
企業の取組 大学の取組	
5 他市町・県・国の取組	31
他市町の取組	
コラム：浜松市北部協働センターにおけるジュニア公民館への取組	
浜松市富塚協働センターにおける中高校生による各種イベント開催	
菊川市における若者の社会参画への取組	
静岡県の取組 他県の取組 国の取組	
6 学校・地域の連携による若者の社会参画	37
7 子ども・若者の体験活動への参画推進に伴う諸課題	37
 ③ 子ども・若者の居場所の現状と課題	
1 不登校児童・生徒の増加	40
10 年間で小学生 4 倍、中学生 2 倍に	
部活動の地域移行に伴う中学生の放課後等の居場所をめぐる課題	
2 居場所の定義	41
人間的居場所 / 社会的居場所 / 求められる多様な居場所	
3 学校の取組	42
人間的居場所への取組 / 社会的居場所への取組	
4 地域の取組	42
交流センターの取組 / 市民団体による居場所づくり / 企業等による	
居場所の取組	
5 行政の取組	45
人間的居場所への取組	
社会的居場所への取組	
放課後児童クラブ / 学習交流センター / 社会的居場所としての部活動	
児童生徒、保護者等への情報提供	
6 他市の取組	47

提言 体験活動の充実 ～子ども・若者に社会参画の機会を～

1 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する	48
2 体験活動は人づくりの原点であり、社会全体として体験活動を推進する	48
3 学校に求められること	48

- (1) 「開かれた教育課程」の実現及び「地域学校協働活動」の充実を図る
 - 学校運営協議会運営の視点に「地域づくり」を入れる
 - 地域学校協働活動の充実に向けた CSD・CSC 制度の充実を図る
 - 学校の窓口を明確にする
 - 交流センター（地域づくり協議会）・市民団体等と連携し、社会参画機会を意図的に創出する ～防災・まつり・イベント開催等～
 - 教員もボランティア体験に参画しよう
- (2) 「総合的な学習（探究）の時間」の充実を図る
- (3) 特別活動の充実を図る
 - 自然体験をねらいとする集団宿泊体験の充実を図る
 - 職場体験の充実を図る
 - 小中学校における優れた芸術鑑賞体験を継続する
 - 小中学校における地元プロスポーツチームの試合観戦体験を継続する
- (4) 放課後等における中学生の文化・スポーツ活動の機会の確保・充実を図る
 - 部活動における地域課題探究及び部活動をとおした地域貢献活動に取り組む
 - 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の放課後等におけるスポーツ・文化活動の機会確保・充実を図る

4 地域に求められること53

- (1) 人々をつなぎ、地域の諸課題を語り合える交流センター（地域づくり協議会）にする
 - 公民館の原点に立ち返る
 - 交流センター事業では楽しく過ごすことを大切にする
 - 小中高校生を対象とする講座を企画する
- (2) 子ども・若者に社会参画の機会を意図的に創出する
 - 体験活動を「参加」型から「参画」型に深める
 - 地域行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出する
 - 中学生への参加呼びかけでは、回覧板・SNS・ママ友を有効に活用する

5 行政に求められること55

- (1) 社会教育推進に係る組織的・有機的な体制整備を図る
- (2) 子ども・若者の体験活動・社会参画活動の一層の推進を図る

- 中学1年生段階からボランティア体験を積むことができる体制を整備する
- 若者による地域活動団体を育成する
- ユースワーカー（ユースサポーター）を積極的に育成する
- 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の放課後等における文化・スポーツ活動の機会の確保・充実を図る（再掲）

提言 これからの居場所の在り方について

1 学校における人間的居場所及び社会的居場所の確保 59

- (1) 人間的居場所を確保する
 - 校内教育支援センター（校内フリースクール）の充実を図る
 - 地域の人と触れ合う場を創設する
 - 適時適切な情報提供に努める
- (2) 社会的居場所を確保する
 - 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実を図める

2 地域における人間的居場所及び社会的居場所の確保 63

- (1) 社会教育施設（交流センター等）を活用する
 - 交流センターの中に、子ども・若者の居場所を確保する
 - 子ども・若者に開放する時間・空間を工夫する
- (2) 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実を図める

3 行政に求められる取組 64

- (1) 不登校児童生徒の居場所・体験活動の充実のため公民連携の実質化を図る
- (2) 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実を図める（再掲）
- (3) 公民連携により中学生の体験活動・居場所の確保・充実を図る
- (4) 適時適切な情報提供及び相談窓口の周知に努める
- (5) ユースワーカー（ユースサポーター）の育成に努める～スペースとプレイス～
- (6) 学習交流センターを学習・交流・社会参画をキーワードに再構築する

おわりに 68

- <市内各地区における体験活動の実施状況一覧>
- <審議の経緯>
- <社会教育委員名簿>

① 学校教育及び社会教育をめぐる動き

1 これからの社会像の転換

(1) 「少子高齢社会」から「人生 100 年時代」へ

人生 100 年時代においては、学校にいるのは人生の初期の一時期であり、学校卒業後も必要に応じて学校に戻り学び、再び仕事に就くなどのマルチステージの人生が想定される。また、会社員であると同時に NPO を経営するなど、複数の仕事に就くパラレルキャリアの青年も見かけるようになった。今後は、学び続ける力が子ども・若者だけでなく、すべての世代の人々に必要となっている。こうした中で、小中学生・高校生の段階から、社会に出て様々な体験をすることが求められている。

(2) 子ども・若者主役の持続可能な社会の実現

少子高齢社会は経済的な豊かさや高度医療を実現した結果もたらされたものであり、今後は、未来の社会の担い手である子ども・若者の健やかな成長や社会的・経済的自立を支援することに力を注ぐ必要がある。

社会の中に自分の存在を意識でき、自己肯定感の高い子ども・若者を育てるためには、自分が大事にされたと思える体験が大切である。学校での思い出を振り返ると、勉強した内容よりも、人に関わること（友人・先生など）の方が多い。概ね中高校生頃までに地域活動の体験をした者は互惠的・利他的な人になるといわれる。地域住民には、児童期・青年期にある子ども・若者は地域の一員であるという認識が重要である。

2 子ども・若者をめぐる動き

(1) こども基本法の施行、こども・家庭庁の発足

2023（令和 5）年 4 月、「こども基本法」が施行され、こどもに係る施策を一元的に実施するため、こども・家庭庁が発足した。磐田市においても、2024（令和 6）年 4 月、こども若者家庭センターが発足した。

これは、日本国憲法・児童の権利条約の精神を実現しようとするものであり、縦割り行政の弊害を是正し、こどもに係る施策を総合的・一元的に推進することが期待されている。

こどもに多様な社会的活動に参画する機会を確保することが重要な施策の柱の一つとなり、こどもに係る事柄について、こどもの意見表明の機会を確保することも求められている。

(2) 子ども・若者の現状

子ども・若者の多くは、家庭の手厚い保護のもと元気に登校し、スポーツや文化活動に汗を流し、健やかに成長していると思われる。一方、『子ども・若者白書』を始めとする国の各種調査報告書や日々の報道によると、我が国の子ども・若者、学校、家庭、地域社会の現在を象徴的に示すキーワードは、凡そ次のようなものである。

子どもの貧困、自己肯定感の低さ、体験不足、体験格差、学力格差、体力格差、不登校

増加、発達障害、低い投票率、引きこもり、ヤングケアラー、家族形態の多様化、就労形態の多様化、人間関係の希薄化、人口減少、高齢化、低い自治意識 等々。

本市における子どもの貧困率は 13.6%（全国 13.9%）であり、概ね 7.4 人に 1 人となっている（『平成 30 年 2 月 磐田市 子育て世帯の生活に関する実態調査報告書』）。子ども・若者の成長にとって良質の体験活動が必要であるが、世帯の年間収入が 300 万円未満の家庭の児童は、放課後や休日における文化・スポーツ的な体験の機会が少ないことが全国調査で明らかになっている（『体験格差』2024）。また、国政選挙・県知事選挙における本市の若者の投票率は、10～20 代では 20～30%台、30 代で 40%台であり、60 代～70 代が 70%台であるのと比較して著しく低率となっている。そして、子どもの幸福度が OECD 加盟諸国 38 か国中 37 位であるとの報告もある（国連児童基金「子どもたちに影響する世界」2020）。

(3) 青少年団体の現状

地域で子ども・若者に体験活動の機会を提供する青少年団体には、地域を基盤とした「地域青少年団体」と、特定の目的の下に組織された「目的青少年団体」がある。前者の一例として「子ども会」、後者の例として「ボーイスカウト」等がある。

「子ども会」では、奉仕活動・レクリエーション活動・文化芸能活動等が行われてきた。「子ども会」は、主として小学校区単位で活動しており、県や市レベルの組織もあるが、磐田市においては、平成 29 年度末に市レベルの連合組織が市の施策によりなくなった。「子ども会」は、全国的に少子化に伴う会員減少が課題となっており、市内においても事実上活動の停止に至っている地域もある。「ボーイスカウト」についても、団数や参加小中学生は減少傾向にある。

中学校・高校卒業後、若者は祭り青年や消防団活動をとおして、地域社会における役割を認識し、地域社会の一員として必要な資質・能力を習得してきた。近年は、若者の減少に伴い、祭り青年や消防団活動の規模縮小や活動の継続困難等の課題に直面している。一方、JC（青年会議所）・NPO・個人や市民団体等の一員として、よりよい社会の実現に向け活動する若者もいる。

身心の急速な成長と自己の確立という発達課題に直面し様々な悩みを抱えるとともに、都市化・情報化や享樂的な消費文明等の影響を受け易い若者の健全育成への取組は、いつの時代でも大きな課題であるが、磐田市では、平成 29 年度以降、青少年の健全育成を担う全市的組織が解体されたことに伴い、青少年の健全育成に関わる地域における担い手不足や情報不足、全市的な活動を展開できない等の課題が指摘されている。

3 学校教育の現在

(1) 中央教育審議会答申が求めるもの

2015（平成 27）年 12 月、中央教育審議会は、社会の変容に対応するため 3 つの答申を出した。『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方

と今後の推進方策について』（略称：「地域学校協働答申」）、『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～』（略称：「教員資質向上答申」）、そして、『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』（同：「チーム学校答申」）である。

「地域学校協働答申」では、学校と地域の協働による人材育成・地域づくりの重要性を指摘し、「**社会に開かれた教育課程**」と「**学校を核とした地域づくり**」を提唱した。

「チーム学校答申」では、不登校生徒の増大・経済困窮家庭の増大等の諸課題に対応するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・部活動指導員等と連携し、「チーム学校」で諸課題に取り組むことを求めている。そして、「教員資質向上答申」では、教員に従来の講義式授業に加え、主体的・対話的で深い学びを実現する授業をデザインする力を育成することを求めている。

(2) 学習指導要領が求めるもの

ア 確かな学力の育成、体験活動の充実、主権者教育の充実

こうした流れを踏まえ、2016（平成 28）年 12 月には、中央教育審議会から『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について』の答申があり、小中高校等の学習指導要領が改正された。そして、2020（令和 2）年度以降、順次実施されている。

主な改訂事項のうち、柱となる改訂事項、及び子ども・若者の体験活動に関わる事項は次のとおりである。

<柱となる改訂事項>

- ・確かな学力の育成

実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能」

未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力・課題発見力等」

学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」

- ・体験活動の充実

生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視

- ・主権者教育

家庭・地域との連携が重要

地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出

- ・伝統や文化に関する教育の充実

- ・部活動

教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連に留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制の検討

教科・特別活動等の学習において、何を理解しているか、何ができるか、理解していることをどう使うか、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか、に留意

することの重要性が強調されている。

特に、「**総合的な学習（探究）の時間**」は各教科で学んだ知識や技能を実際に活用して現代的な諸課題を発見し、解決に向けて探究していく実践的な学習であり、自分ごととして真の学びを実現するとともに、自分の生き方を考えることをねらいとする授業である。「総合的な学習（探究）の時間」における学習をとおして、「各教科」における学びの意味を再確認することも期待されている。

また、体験活動の充実に深く関わるものに、学級（ホームルーム）活動・児童会（生徒会）活動・学校行事・クラブ活動（小学校）から成る「特別活動」がある。この特別活動を指導する重要な視点として、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つを挙げている。

こうした学びを実現するためには、学校・家庭・地域が連携・協働し体系的・継続的に各種体験活動を実施するよう工夫することが求められている。「地域学校協働活動」の充実が求められている。

生きる力：1996(平成8)年7月の中央教育審議会第一次答申において、児童に育むべき「生きる力」として、①いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、感動する心など、豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力等をあげている。

総合的な学習（探究）の時間：教科横断的・総合的な学習をとおして、現代的な諸課題・地域や学校の特色に応じた課題・職業や自己の進路に関する課題等の学習（探究）に取り組む。自分はどう生きるか、他者や社会とどう関わるか（社会参加）を軸に学習（探究）を展開する。小中学校では「総合的な学習の時間」、高校では「総合的な探究の時間」と呼ばれている。

参加・参画：「参加」は集まりに加わることを意味するのに対して、「参画」は、より良い活動や社会を実現するという思いを持って、企画段階から関わり主体的に活動すること。なお、教育基本法第二条（教育の目的）では、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」として、「社会参画」を用いている。さらに、今次改訂の『学習指導要領』においても、「社会参画」が用いられている。

部活動：「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えられるようにするものとする。」（『中学校学習指導要領』平成29年3月告示）

イ 生徒の発達支援

生徒が自己の存在感を実感ながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図ることができるよう生徒指導の充実を図ること、生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようキャリア教育の充実を図ること等が求められている。

また、障害のある生徒への指導、不登校生徒への配慮、海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や日本語指導について具体的な活動を指示している。このうち、不登校生徒への配慮については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他必要な支援を行うこと等を求めている。

ウ 「社会に開かれた教育課程」

このように、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育もうとする「社会に開かれた教育課程」の実現が求められるようになっている。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整えることは、学校関係者・家庭・地域の人々など、様々な立場から生徒や学校に関わるすべての大人に期待される役割である。

4 社会教育に求められるもの

学校教育と社会教育は、かねてより車の両輪といわれ、その連携が叫ばれて久しい。近年の人口減少、地域社会の変容等、社会の構造的な変化が進む中で、両者の連携は益々その必要度が高まり、社会の基盤を形成する観点から社会教育の重要性は増大している。こうした社会変動を背景に行われた社会教育に関連する主な法律の改正は次のとおりである。

(1) 社会教育をめぐる法律等の制定・改正

2015（平成 27）年の中央教育審議会答申において、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方が示され、「**社会に開かれた教育課程**」と「**学校を核とした地域づくり**」が提唱された。

2017（平成 29）年 3 月には、社会教育法が改正され、「**地域学校協働活動**」の推進が市町教育委員会の事務となった。

2018（平成 30）年には、中央教育審議会から人口減少時代における社会教育の在り方について、「**人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について**」答申が行われ、個人の幸福な人生と持続可能な活力ある社会の実現のため「**社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり**」の推進が求められた。

2023（令和 5）年には、「全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、こども施策を総合的に推進することを目標にした「**こども基本法**」が施行された。この法律は、すべてのこどもに直接関係する全ての事項に関して「意

見を表明する機会を確保する」こと、「多様な社会的活動に参画する機会を確保する」こと等を基本理念としている。

社会教育： 社会教育法において、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されている（2条）。

（2）社会教育に期待されるもの

「学校教育」と「社会教育」が調和して機能することにより、初めて車体は意図した方向に進むことができる。「学校教育」が学校で行われる教育活動であり、主として教育課程として行われる教育活動のことをいうのに対して、社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動」のことをいう。

人々のつながりが薄くなり、地域社会そのものが機能不全に陥る中、他者とともに社会を構成しているという意識の回復を図り、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが求められている。社会教育は、いわば、社会を永続させるため人々の関係を耕す営みであり、社会の基盤づくりであるといえる。

② 体験活動の現状と課題

1 体験活動の定義及び体験活動の種類

（1）人間としての成長・発達における「体験」の意義

体験とは、自分の身体を通して実地に経験する活動のことであり、子どもたちが身体で対象に働きかけ関わっていく活動のことである。体験の中には、対象となる実物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、インターネットやテレビ等を介して関わる「間接体験」、シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」がある。近年、「間接体験」や「擬似体験」の機会が多くなる中で、人・物や実社会に実際に触れ、関わり合う「直接体験」の意義が見直され、その機会の意図的な創出が求められている。

（2）「体験活動」の定義及び種類

2007（平成 19）年の中央教育審議会答申において、体験の意義が強調され、その機会創出の必要性が指摘された。答申では、「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」のことを「体験活動」と定義し、大きく「生活・文化体験活動」「自然体験活動」「社会体験活動」の3つに分類している。

学校・地域などで行われている「体験活動」は、次のように極めて幅広い分野に亘っている。

ア 生活・文化体験活動 () 内は主たる担い手

- (ア) まつり (自治会・保存会等)
- (イ) 地域防災活動 (学校・地域自主防災組織・地域づくり協議会・NPO 等)
- (ウ) 部活動・芸術鑑賞・スポーツ観戦など (学校・地域・各種団体)
- (エ) 陸上・水泳・球技・器楽・合唱・絵画・作文・書道等の小中学生市内大会・コンクール (教育研究会)

イ 自然体験活動

- (ア) 自然観察・キャンプ等の野外活動
(学校・JC・ボーイスカウト・市民団体・青年の家等)

ウ 社会体験活動

- (ア) 「総合的な学習（探究）の時間」等における地域課題探究（学校）
- (イ) 地域のイベント企画・運営（交流センター・地域づくり協議会等）
- (ウ) 介護・保育等体験
(学校、地区民生委員・児童委員協議会・市健康増進課等)
- (エ) 障がい児・障がい者等との交流、共同学習（学校）
- (オ) 職場見学・職場体験・就業体験等のキャリア体験（学校・地域づくり協議会）
- (カ) ボランティア活動（交流センター・地域づくり協議会・市民活動団体等）
- (キ) 投票疑似体験（学校）

2 子ども・若者の体験活動の現状

(1) 自然体験・生活体験の減少

1996(平成 8)年の中央教育審議会の審議において資料として提示された「子どもたちの自然体験・生活体験の状況」によると、昭和 59 年と平成 7 年を比較すると、「高さ 1,000 m以上の山に登ったこと」(昭和 59 年：68%→平成 7 年：54.3% 以下同じ)、「日の出や日の入りを見たこと」(43%→19.7%)、「チョウやトンボをつかまえたこと」(14.8%→4.1%)等の自然体験や「切れた電球を取り換えたこと」(46.2%→29.1%)、「近所の幼い子の面倒をみたこと」(36.4%→27.3%)等の生活体験が多くの項目において減少している。

(2) 自然体験・生活体験の意義・有用性

文部科学省は、2001(平成 13)年に出生した子どもと保護者を 18 年間追跡した調査データを用いて、時系列的な観点から、体験活動がその後の成長（「非認知能力」）に及ぼす影響を分析し、その関連性を明らかにした。概要は次のとおりである「令和 2 年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21 世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」(令和 3 年 3 月 株式会社浜銀総合研究所)。

- 小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていた子供は、高校生の時に自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足しているなど）や外向性（自分のことを活発だと思う）、精神的な回復力（新しいことに興味

を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向きなど）といった項目が高くなる傾向が見られた。

○小学生の頃に異年齢（年上・年下）の人とよく遊んだり、自然の場所や空き地・路地などでよく遊んだりした経験のある高校生も上記と同様の傾向が見られた。

○経験した内容（体験活動や読書、遊び、お手伝い）によって影響が見られる意識や時期が異なることから、一つの経験だけでなく、多様な経験をすることが必要であるということも見えてきた。

○小学校の時に体験活動などをよくしていると、家庭の環境に関わらず、高校生の時に自尊感情や外向性、精神的な回復力といった項目の得点が高くなる傾向が見られた。

3 学校教育における体験活動への取組

(1) 体験活動の教育的意義

体験活動には、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力、健やかな心身などの生きる力を形成する役割が期待されている。文部科学省は、具体的には、次のような点において効果があるとしている。

- ・ 現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上
- ・ 問題発見や問題解決能力の育成
- ・ 思考や理解の基盤づくり
- ・ 自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- ・ 社会性や共に生きる力の育成

(2) 学校教育法・社会教育法等における体験活動に関する記述

2001（平成 13）年改正の学校教育法では、小学校においては教育指導を行うにあたり、「児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」（第 31 条）とした。また、その際、「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としており、この条文は、中学校・高等学校においても準用されている。各教科における学習においても、課題解決型学習、協働型学習等を推進していく上で体験的な学習を重視している。

また、同年、社会教育法も改正し、青少年に対し「ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励」を教育委員会の事務とした（第 5 条十四）。

2008（平成 20）年告示の学習指導要領では、小学校で「自然の中での集団宿泊活動」、中学校で「職場体験・職業体験」を重点的に実施するとし、学習指導要領解説特別活動編において、小学校は「遠足・集団宿泊的行事」に、中学校は「勤労生産・奉仕的行事」に「高い教育効果が期待されることから、一定期間（例えば 1 週間（5 日間）程度）にわたって行うことが望まれる」とした。このことは、2017（平成 29）年告示の学習指導要領で

も継承されている。

(3) 学校教育における体験活動への取組

ア「総合的な学習(探究)の時間」

市内各小中学校では、「総合的な学習の時間」において、地域の歴史や文化を知る、商店街や産業の現状や課題を知る等の取組をとおして、自分の生き方あり方を考えさせる授業に取り組んでいる。**磐田中部小学校**では、様々な分野で地道に仕事をされている「磐田の自慢の人」を招き、お話を伺っている。**城山中学校**では、一年次には「郷土の魅力と課題を探ろう」を探究課題として、海老芋農家・埋蔵文化財センター・子ども食堂等を訪問している。また、2年次には、「郷土で活躍する人々の思いや生き方を探ろう」を探究課題として、県西部地区の企業や資料館等を訪問しインタビュー調査を行っている。

豊田中学校では、「地域を知る」(一年)、「地域の課題を探る」(二年)の学習を踏まえて、三年次には「地域貢献する」をテーマに実際に生徒全員が地域に出て貢献活動に参加している。地域貢献活動を実施する際には、交流センター長等が学校に出向き地域としての要望を伝えるとともに生徒がしたい地域貢献活動との調整を図っている。

磐田北高校では、「総合的な探求の時間」に、1年生すべてのクラスの生徒が磐田市への政策提言に向けて、地域課題の発見と解決方策の探究活動に取り組んでいる。

イ 特別活動

特別活動は、**学級(高校ではホームルーム)活動、児童会(中高校では生徒会)活動、クラブ活動(小学校)及び学校行事**から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力(協働性、異質なものを認め合う土壌づくり、集団への所属感、連帯感等を育んできた。

今次の学習指導要領の改訂では、各活動を行う際には、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を踏まえて、活動の目的や内容を明確にした。

また、社会参画意識が低下する中で、自治的能力を育むこと、18歳で参政権が与えられる中で主権者意識を育むことが強く求められていることに留意し、学校は様々な集団から構成される小さな社会であり、その中で育まれる資質・能力が、卒業後、地域や社会の中でよりよい社会を形成していく力として生かされていくことを期待し重視している。

更に、少子化の中で、人間関係形成を苦手とする子ども・若者が増加していることや甚大な災害が発生していることを踏まえて、自然の中での集団宿泊活動や防災を含む安全教育の充実を図ることなどを求めている。

「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とする特別活動は、児童生徒の体験活動として、極めて重要な役割を果たしている。

児童会(生徒会)活動は、異年齢の全児童(生徒)で構成され学校生活をよりよいものとするために自発的、自治的に活動する組織である。学校は小さな社会であり、主権者

意識の育成の観点から、自主的な参画と課題発見・課題解決の取組を重視している。

学校行事は、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足（中高校では旅行）・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事から構成されている。いずれも、集団活動をととして「望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」等のねらいを持っている。

文化的行事としては、合唱コンクール、文化祭、芸術鑑賞教室等がある。音楽・演劇・古典芸能等の優れた芸術作品に触れる体験は、子ども・若者の感性を豊かにし、人格の陶冶に大きな影響を与える。また、心を込めて学級が一丸となって歌い上げる合唱コンクールは、生徒たちにとって忘れることのできない感動的な体験となっている。

健康安全・体育的行事としては、体育大会・球技大会・マラソン大会等がある。

遠足(旅行)・集団宿泊的行事としては、修学旅行が2泊3日（小学校では1泊2日）で計画され、首都圏や古都における文化体験等が行われている。また、集団宿泊的行事では、小学校では、自然の中での集団宿泊活動を観音山少年自然の家・三ヶ日青年の家等の社会教育施設において1泊2日で実施している学校が多い。かつて、2泊3日で実施した学校も1泊2日と期間を短縮化する動きが見られる。また、中学校では、自然体験をねらいとした集団宿泊研修が廃止されてから久しい。

中学校で実施されている職業体験は、**勤労生産・奉仕的行事**としての学校行事ではなく、「総合的な学習の時間」に位置付けられて実施されており、2年次に市内の事業所・施設等において実施している。事前学習を踏まえ、現場での職業体験は1日で行われている。授業時数確保、指導に当たる教員の負担軽減の観点から学校行事は精選される動きが続いている。

小学校では、第4学年以上において実施されることが定められている**クラブ活動**は、異年齢の児童同士が協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動で、個性の伸長を図ることや集団や社会の形成者として必要な資質・能力を形成することをねらいとしている。

ウ 部活動及び部活動をととした社会貢献

中学校・高校の教育活動の一環として行われている「部活動」は、知識・技能の習得ばかりでなく、「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する」（現行『学習指導要領』）とされており、人間的成長において大きな役割を果たしている。

部活動は、中学生にとって、中学校生活に期待する最も大きな体験活動の1つである。概ね8割程度の生徒が部活動に参加しており、1割程度の生徒は、地域のスポーツ少年団等で活動している。

部活動をととして習得した知識・技能、団結力、粘り強さ等の資質・能力を発揮した地域貢献活動が高等学校を中心に展開されている。社会参画の点でも意義深い活動で

ある。

- ・磐田市内の中学校・高校の吹奏楽部・弦楽部・合唱部等が地域の様々なイベントに参加し、演奏活動をとおして地域の文化振興に寄与している。
- ・韮山・日大三島・熱海・沼津東の各高校新聞部は、三島信用金庫との連携により、インタビュー調査等により地域課題を探究し、『まち・ひと・しごと新聞』を発行している。
- ・稲取高校ボランティア部は、小学校に出向き学習の個別指導を行い、被服・食物部は伝統の雛のつるし飾りの継承や伝統食に着想を得た新食品の開発等に取り組んでいる。
- ・横須賀高校郷土芸能部は地域の三社囃子の継承活動をしている。
- ・榛原高校グローバル部は、地域の福祉・多文化共生イベントに参画するとともに、農園と連携し、特産品を使用した新商品開発にも取り組んでいる。

中学校・高校の部活動において、地域との連携により活動の幅を拡大し地域に貢献することは、今後一層期待されている。

一方、現在、少子化への対応及び教員の多忙化解消をねらいとして、本市では、中学校の部活動を廃止し、中学生の文化・スポーツ活動の場を地域スポーツクラブに移行する準備が進められている。中学生の文化・スポーツ活動の指導者を学校の教員から地域の人材に移行しようとする試みである。この新しい地域クラブ活動を「SP0☆CUL IWATA」と呼んでいる。

その目的は「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」することであり、活動理念は「子どもたちの居場所づくり・仲間づくり・志づくり」であるとしている。

指導者や活動場所の確保、活動場所への保護者による送迎、高額な会費の経済的負担、運営体制、大会参加等の課題が山積しているほか、百数十年にわたり我が国中等教育機関で取組まれてきた部活動の教育的効果に関する考察が不十分である等の指摘がある。

本事業を統括している教育委員会放課後活動課では、令和8年夏以降、中学校における休日における部活動を廃止し、中体連主催の大会には参加しない方針を明らかにしているが現時点では、令和8年度以降の中学生の文化・スポーツ活動の全体像は明らかではない。

各中学校は、今後、中学生にどのようにして、文化・スポーツ活動の機会を提供するかという大きな課題に直面している。

エ 小中学校における優れた芸術鑑賞体験

小学校、中学校においては、優れた芸術を鑑賞することが豊かな感性を培う上で有益であることを踏まえ、音楽・演劇・古典芸能等の鑑賞機会を設けている。近年、児童数の減少に伴い鑑賞に伴う経費の捻出に苦慮しているが、磐田市からの多額の補助金（磐田ここからラボ事業）により、鑑賞教室の開催が実現している。

オ 小中学校における地元プロスポーツチームの試合観戦体験

磐田市は、ジュビロ磐田（サッカー）の公式試合を小学5・6年生全員に、また、ブルーレブズ（ラグビー）の公式試合を中学2年生全員に、スタジアムにおいて観戦する体験を提供している。

カ 小学生の各種市内大会

磐田地区では、教員で組織する教育研究会の主催により、陸上・水泳・球技・器楽・合唱・絵画・作文・書道等の分野において小学生市内大会・コンクールが開催されてきた。陸上・水泳・球技の大会は、大正時代にまでその歴史を辿ることができる取組である。陸上競技大会は、近年はエコパスタジアムの競技場を会場に、小学6年生全員が参加して開催され、大会をとおして、児童や指導に当たる教員に学校の枠を超えた環境の中での交流や切磋琢磨の機会を提供してきた。磐田地区小学校陸上競技大会は、2019（令和元）年度の大会を最後に、教職員の多忙化解消等をねらいとして廃止された。他の市内大会・コンクールも一部を除き概ね廃止されている。

キ オンラインによる小中交流・小中交流

コロナ禍により対面授業に替えてオンライン授業が普及し、教員も生徒も遠隔授業という新しい学びに馴染むようになった。この体験は、コロナ終息後に新しい交流体験活動を生み出している。それは、学府内の複数の小学校の児童がネット通信を用いて相互に話し合いの場を持つなどの交流体験である。また、小学6年生が中学1年生とネット通信を用いて交流の場を持つ取組も見られる。

学校における教育活動：教育課程として行われる教育活動と教育課程外として行われる教育活動がある。教育課程として行われる教育活動には、「教科」・「特別の教科道徳」・「総合的な学習（探究）の時間」・「特別活動」があり、教育課程外として行われる教育活動の代表的なものは「部活動」である。

4 地域における体験活動への取組

図書館・博物館（香りの博物館・創造館等）、交流センター等の社会教育施設は、地域における社会教育の拠点であり、子ども・若者に様々な体験活動の機会を提供している。また、NPO法人・その他の市民団体等も体験活動の機会を提供しており、実施主体別の取組の概要は次のとおりである。

（1）社会教育施設の取組

市立図書館6館では、蔵書を貸与するほか、読み聞かせ活動等をとおして、豊かな読書体験の機会を提供している。また、香りの博物館や新造形創造館は、オリジナル香水づくり・吹きガラスによる創造体験等の機会を提供している。磐田市民文化会館「かたりあ」やアミューズ豊田では、優れた舞台芸術を鑑賞・創造する機会を幼児・児童生徒・市民に広く提供するとともに、かたりあでは小学生の親子を対象に照明・楽屋等の施設・設備を見て回り、ホール職員の仕事を知る探検ツアーを企画するなどしている。

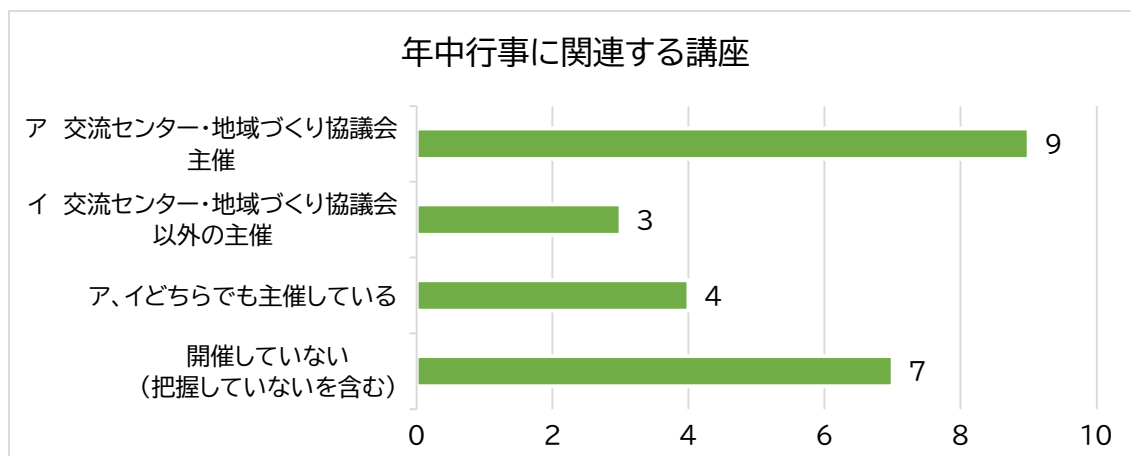
(2) 交流センター・地域づくり協議会・市民団体の取組

交流センターや地域づくり協議会も各地区において、子ども・若者に様々な体験活動の機会を提供しており、「市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査」（2024（令和6）年8月）によると、主な取組は次のとおりである。なお、開催にあたり、関連分野の市民団体の協力を得て実施している地区が多い。

ア 生活・文化体験活動

① 年中行事に関する講座開催

交流センター・地域づくり協議会主催により年中行事に関する講座が開催されている地区が13、それ以外の団体主催により講座が開催されている地区が7地区ある。主な内容は、正月注連飾り教室・節分・ひな祭り・七夕・夏祭り・クリスマス等であり、近年は、ハロウィンへの取組も散見される。その他の団体による主催者は主に子ども会である（田原・西貝・福田中央・青城・豊岡中央等）。



② 工作・実験等

交流センター・地域づくり協議会による講座が17地区において開催されている。

工作・実験関係では、プログラミング教室・水ロケット・ふっくら食品サンプル作り・ドライフラワーも用いたリース作り・万華鏡切り紙・紙鉄砲・海苔テラリウム・ヒンメリ作り・バルーンアート・はちみつ絞り・陶芸・ジェルキャンドル等々、多彩な内容で開催されており、多くの子どもたちが参加している（岩田・向笠・田原・御厨・南御厨・西貝・長野・見付・中泉・池田・井通・豊岡中央等）。交流センター主催による「わくわくホリデー」を開催し、工作や遊びの体験講座を年間6～7回開催し、幼児・小学校低学年児童と保護者が参加している地区もある（福田中央）。

③ 読み聴かせ

地域の図書ボランティア団体が、こども園・小学校・中学校に出向いて読み聞かせをおこなっている（向笠・長野・竜洋・豊田東）。子育て支援センターと図書館が連携して読み聞かせを行っている取組もある（豊岡中央）。

④ 食に関する講座

交流センター・地域づくり協議会・その他の団体による講座が 15 地区で開催されている。

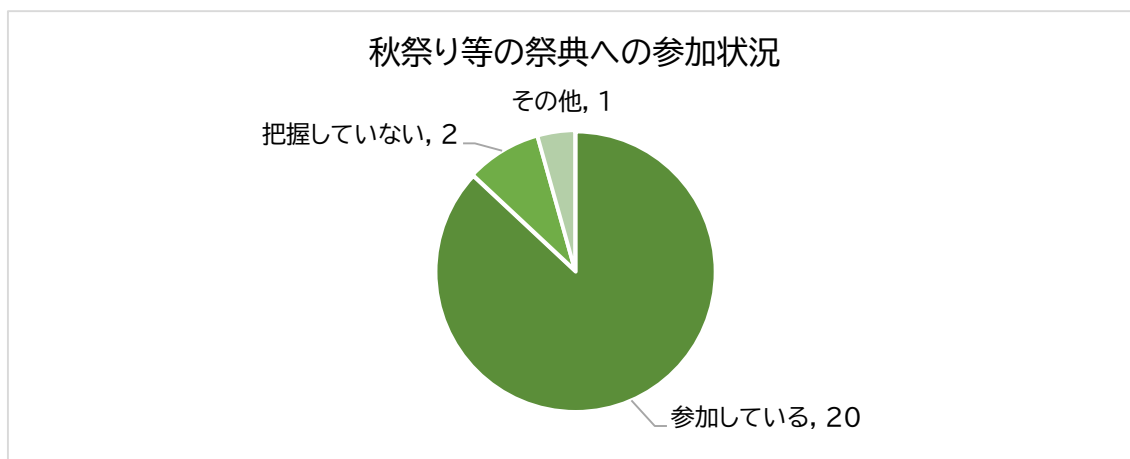
具体例としては、交流センター講座として、親子料理教室・親子ケーキ作り・親子菓子作り・子ども向け料理教室等が開催されている（岩田・田原・御厨・南御厨・西貝・見付・竜洋・池田・井通・豊田東・豊岡中央・豊岡東等）。また、地域づくり協議会の部会や地域団体が小学校に出向いて食育講座を開催する取組もある（向笠・青城等）。

⑤ 秋まつり等の祭典への参加

市内各地区では、それぞれの地区の歴史を踏まえ伝統的なまつりが行われている。小学生・中学生の大半が参加している地区が多い（岩田・田原・御厨・南御厨・西貝・南・中泉・福田中央・福田南・豊浜・竜洋・富岡・池田・井通・青城・豊田東・豊岡中央・豊岡東等）。高校生の一部も同様に参加している地区が多い。

各地区の祭典に共通する課題は担い手不足である。若い世代の地域外への流出、祭典への関心の薄れが進み、屋台引き回しの人手の確保に苦慮している地区が多い。

見付地区では、いわた大祭り・祇園祭・裸祭りに小・中・高校生が参加している（見付）。こうした秋の祭典では、小中学生・高校生、社会人の若者は、山車の引き回し・囃子・舞等の役割を担っている。7～8 月頃から囃子・舞の練習をし、祭典当日、披露している。秋祭以外のイベント等においても囃子・舞等を披露している地区もある（南御厨・掛塚）。



⑥ 秋まつり等伝統文化(囃子・舞)の継承活動・保存活動への参加

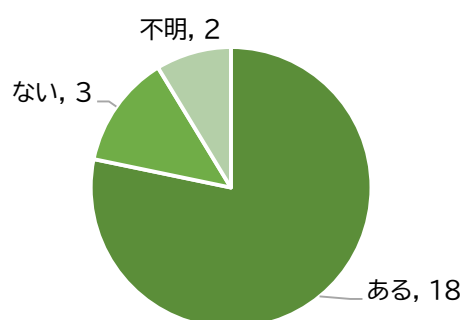
多くの地区では、保存会のような組織ではなく自治会ごとに若者による祭典運営組織（祭青年）があり、浦安の舞・囃子の奉納行事に小学生・中学生等が参加している。

一方、国・県・市の無形文化財に指定されている祭典については、保存会による計画的・組織的な保存活動が行われている。

国の無形民俗文化財に指定されている見付裸祭り保存会では、地元の小中学校と連携し、「総合的な学習の時間」に位置づけ、裸祭りの歴史や文化財としての価値に関する講義や今後の裸祭りのあり方に関するワークショップを行っている。

掛塚地区では、県無形民俗文化財に指定されている囃子を継承するため、掛塚屋台囃子保存会を組織し計画的に練習するほか、竜洋西小学校において20年余に亘り授業の一環として練習や発表の機会を設けている。

秋祭り等における継承活動や保存活動の有無



⑦ その他の伝統文化(舞・大念仏・茶華道等)の継承活動・体験活動

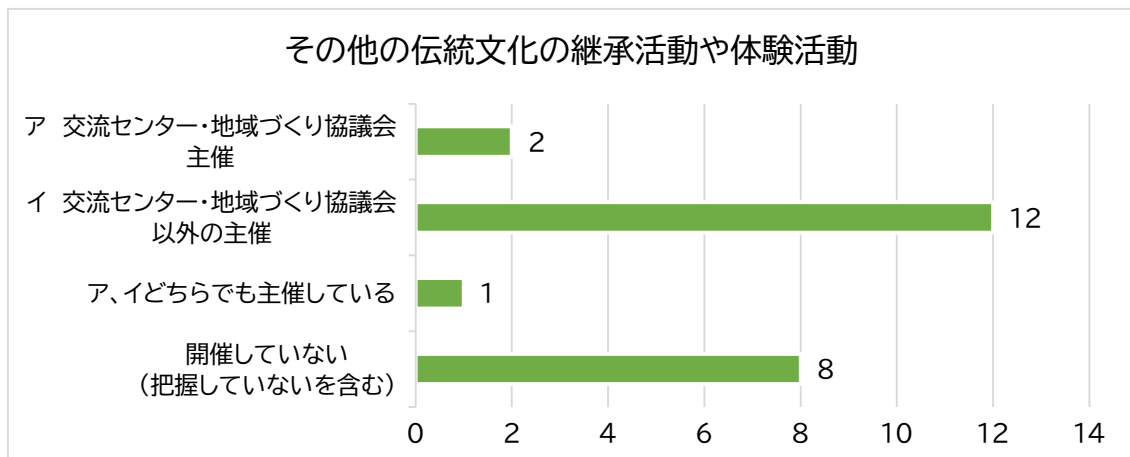
神社の祭典以外の伝統文化を継承する取組は、関連団体の主催により行われている地区が13地区と多い。

千手堂地区では、平安時代の女官「千寿（千手）の前」の供養祭において奉納している千寿手まり歌の舞を小中学生が継承している（長野）。いわた大祭り遠州大名行列には、城山中学校の生徒や有志が多数参加している。「見付酒井太鼓」の小学生による継承活動が見付地区では行われている（見付）。

池田地区は、市民俗文化財に指定されている池田やかた祭の保存会による熱心な取組があり、小中学生や若者が多数参加している（池田）。

加茂地区・豊岡地区の市民俗文化財に指定されている遠州大念仏の保存会では、小・中・高校生の参加に力を入れており熱心に活動している。豊岡の敷南地区では、子どもが主体となる「子ども念仏」（「カサンボコ」ともいう）も継承されている。（富岡・豊岡東）。

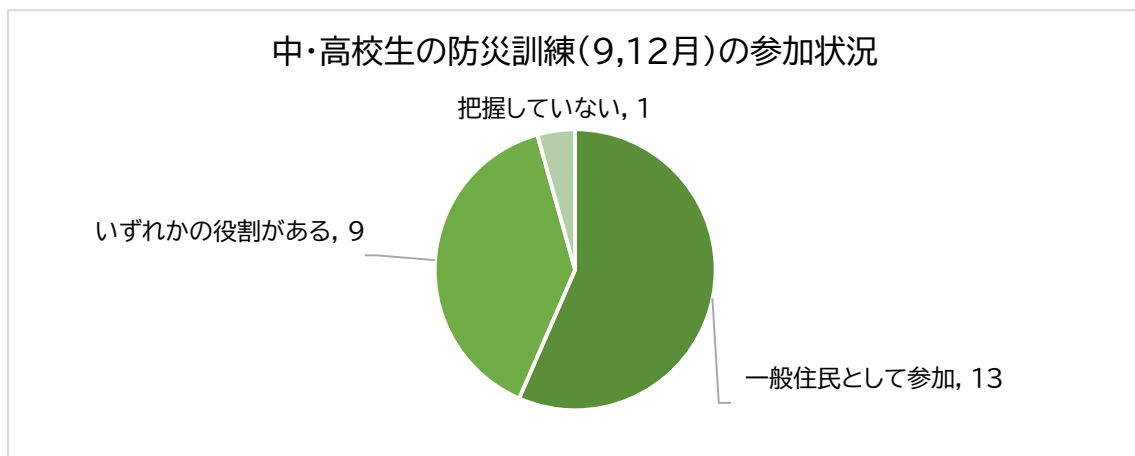
また、小中学生を対象に華道・茶道の体験活動の機会を提供している地区もある（田原・西貝・長野・中泉・福田中央・青城）。高齢者のサロン活動の中で小学生を対象とした茶道教室が実施されている地区もあり（福田中央）、青少年健全育成部会主催で小中学生を対象とした茶道講座が開催されている地区もある（青城）。



⑧ 総合(地域)防災訓練への中高校生の参加状況

22 地区において中高校生が一般住民として参加し、うち9地区では、自主防災会が定める役割（受付・炊き出し・応急救護講習・放水・トイレ設置・避難所運営・テント設営等）を担っている（向笠・田原・今之浦・福田南・豊浜・竜洋・富岡・井通・豊田東・南・青城等）。

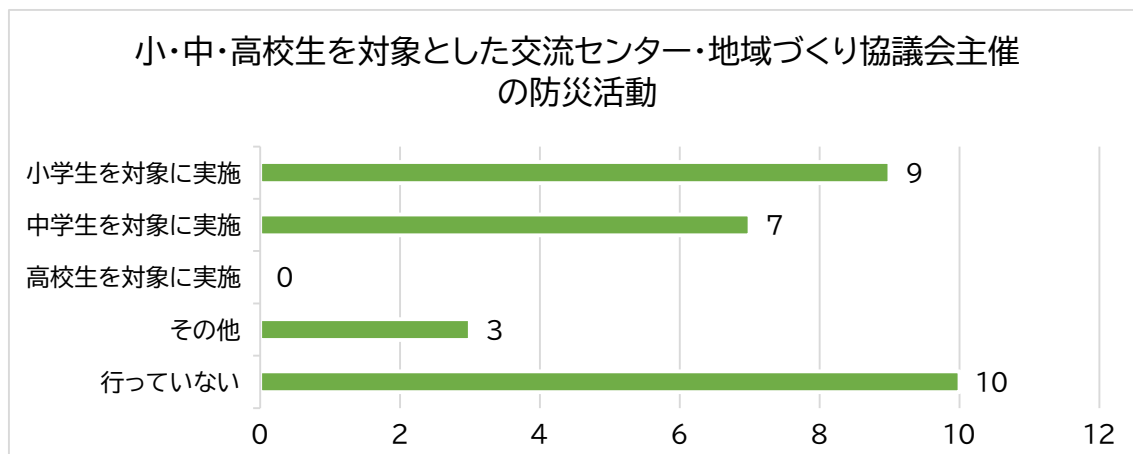
豊田地区では、中学生による防災活動への参加が熱心に行われており、井通地区では、支所主催の防災リーダー講習会に参加した中学生が主体となり役割を担っている（井通）。地域防災訓練において、「母と子の救護訓練」を実施し、中学生が幼児の保育に当たるなどの役割を担う取組も見られる（長野）。



⑨ 交流センター・地域づくり協議会主催による小・中・高校生を対象とした防災活動

小学生を対象に防災活動を実施している地区が9地区、中学生を対象として実施している地区が7地区ある。これらの地区では、防災合宿を実施し、防災食づくり・初期消火訓練・地震体験・心肺蘇生法・HUG等を実施している（岩田・中泉・豊浜・青城・豊田東）。宿泊ではなく、一日で実施している地区もある（田原・南御厨・富岡・池田）。

また、親子を対象とした防災合宿を開催したり（豊田東）、親子でマイタイムライン作成講座を実施している地区もある（井通）。このほか、消防団員等が小中学校に出向き、授業の中で、救急講座や仮設トイレづくりなどの指導に取り組んでいる地区もある（竜洋・南）。防災講座や防災合宿においては、減災ネットワーク加盟の各種市民団体が大きな役割を果たしている。

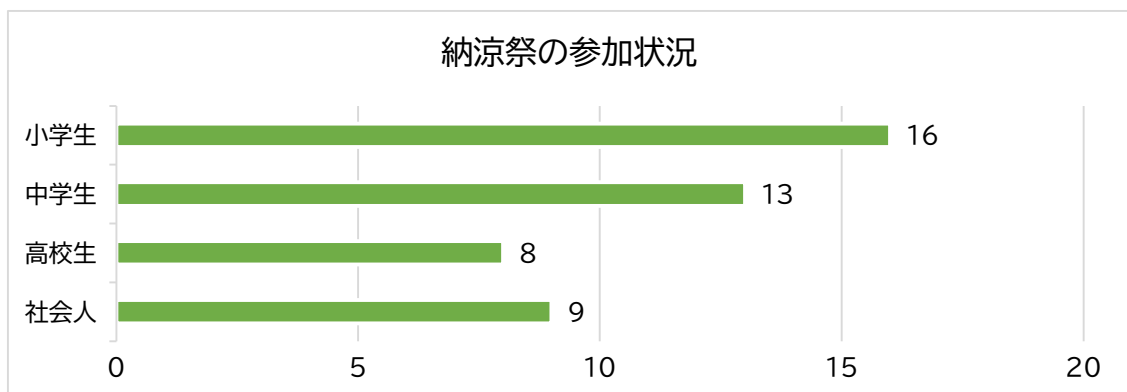
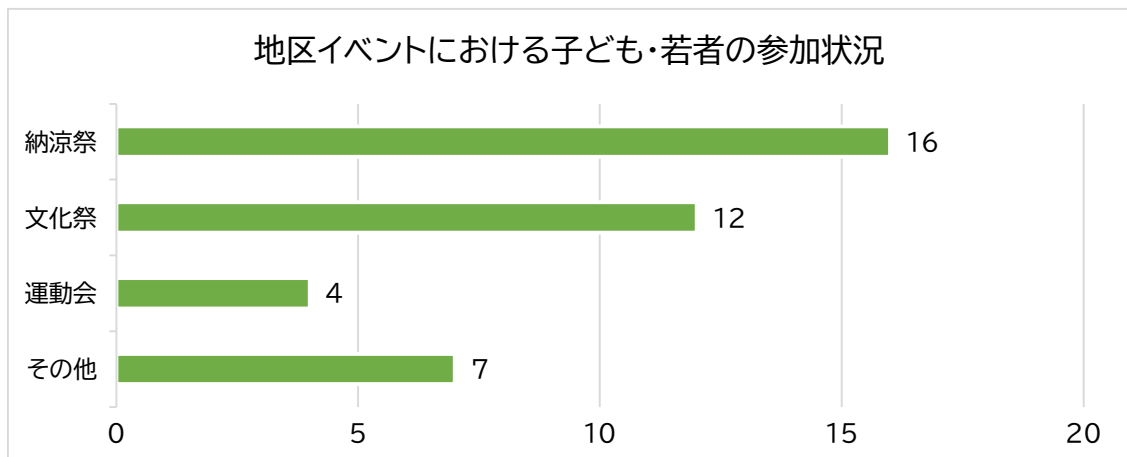


⑩ 地区イベント(納涼祭・文化祭・運動会等)への子ども・若者の参加状況

地区からの要請に応じて、多くの中学生が夏祭り・文化祭等にボランティアとして参加している。主催者からの指示に従い、準備・運営補助等に従事しているケースが多い（見付・西貝・岩田・向笠・田原・南御厨・長野・福田南・池田・豊田東・井通・青城・竜洋地区）。

子ども・若者が納涼祭に参加している地区は16地区、文化祭に参加している地区は12地区ある。一方、運動会は、催しそのものが減少傾向にあり、子ども・若者が参加しているのは4地区のみである。いずれも、参加しているのは小中学生が多く、高校生の参加は、納涼祭8地区、文化祭5地区、運動会は1地区である。大学生・社会人の若者が納涼祭に参加している地区は9地区、文化祭に参加している地区は7地区、運動会に参加しているのは3地区である。

運動会に替わるイベントとして「スポレク健康フェスタ」（南御厨）、「スポーツ・レクリエーションフェスタ」（南）を開催し、幼児・小中学生から大人まで幅広い年齢層が参加している地区もある。また、「交流広場」や「交流センター文化祭」等と称するイベントを開催し、小中学生が作品展示・発表・見学するとともに、焼芋づくり・ゲーム・グランドゴルフ・屋台等の運営補助に中学生が参加している地区もある（福田南・福田中央・竜洋・豊岡東）。



⑪ 子ども・若者を対象として芸術鑑賞・芸術発表の機会提供

地区文化祭や交流センター主催イベントにおいて、小中学生が合唱・ソーラン節・しっぺい音頭・吹奏楽部の演奏・太鼓演奏・キッズダンス等を披露している地区がある（岩田・田原・南御厨・西貝・南・見付・豊岡中央等）が、近年、教員の働き方改革により、教員の負担軽減のため、土曜日・日曜日に地域で行われるイベントにおいて小中学生の出演・参加・発表が困難になりつつあるとの指摘がある。

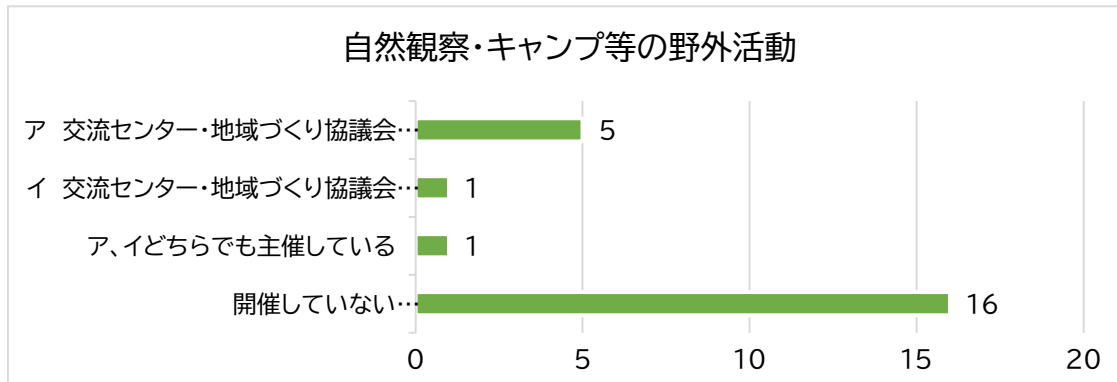
劇団たんぼぼの公演を鑑賞する機会を小学生に提供している地区もある（豊岡東）。

⑫ その他の生活・文化体験活動

福祉部会と子ども会が企画する豆まき集会に子どもと高齢者が参加し、豆まきの後、子どもたちと高齢者が相互にプレゼント交換をする取組がある（福田南）。夏休み、若しくは通年で「ラジオ体操」を実施している地区がある（南・福田中央・福田南等）。交流センターの大きなガラス窓に中学生や地域住民に絵を描いていただく活動をしている地区もある（豊田東）。

イ 自然体験活動

自然体験活動の機会を提供している地区は少ない。交流センター・地域づくり協議会主催により、自然観察やキャンプ等の野外活動を実施している例としては、「星空観察会」（向笠・豊田東・豊岡東）、「ひょうたん池で遊ぼう」（西貝）、「ウミガメ放流」（福田中央）がある。



ウ 社会体験活動

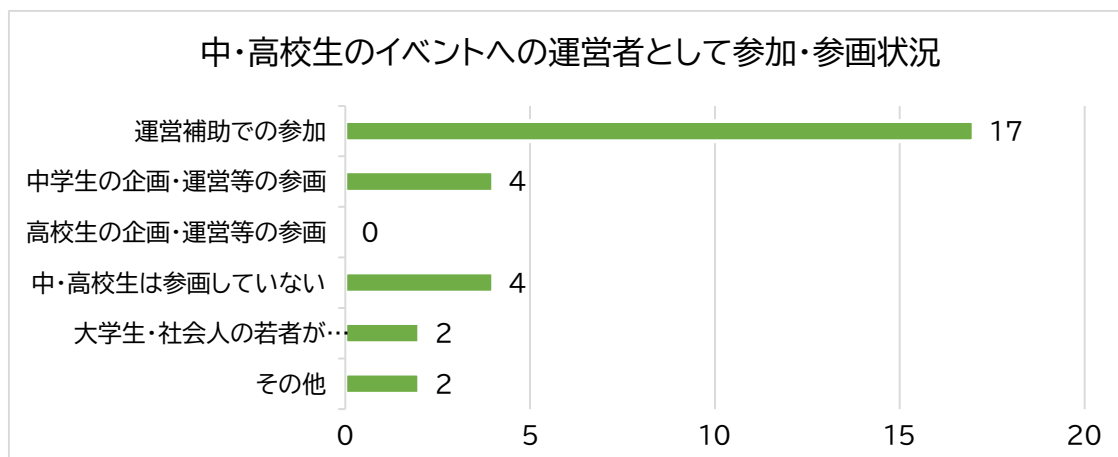
① 中高校生によるイベントの企画・運営者としての参画

地域の納涼祭等のイベントに参加する中学生は多いが、その形態は多くの地区で開催当日の運営補助に留まっている。そうした中で、中学生が夏祭り・盆踊り大会・文化祭等に企画段階から参画する地区が少しずつ増加している（向笠・今之浦・豊浜・池田・豊田東・西貝等）。

向笠地区の盆踊り大会では、大学生等の若者団体のサポートを得ながら、中学生がお化け屋敷を企画・準備・運営を行っている（向笠）。池田地区では、中学3年生が子ども向けにお化け屋敷を企画・実施している（池田）。

注目したいのは、豊田中学校の取組である。豊田中学校では「総合的な学習の時間」

に地域貢献活動を位置づけており、中学3年生が年間をとおして、希望する地域のイベント等に参加することができる。企画段階から参画することができ、中学生の提案により射的・かき氷・焼鳥等の店を準備・運営している（池田・豊田東）。

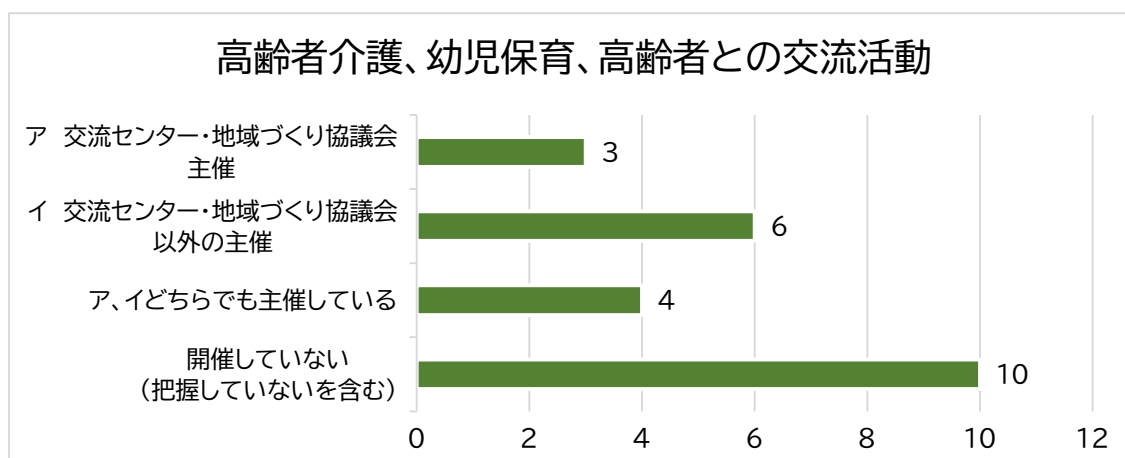


② 高齢者介護・幼児保育・高齢者との交流等に関する活動

地区社会福祉協議会や自治会主催による敬老会の場で幼児・小学生・中学生と高齢者の交流が行われている（向笠・長野・福田南・豊浜・豊岡東）。また、地区高齢者サロンの機会に、幼児との交流が見られる（向笠・見付・南御厨・中泉・今之浦・富岡・豊田東）。

このほか、シニアクラブ主催の運動会や輪投げ大会に幼稚園児が招待される地区もある（長野・池田）。

このほか、市民団体の3世代プラットが取り組んでいる多世代の居場所づくりの場で、高齢者が子どもたちに絵本の読み聞かせをしたり、昔の遊びを一緒に楽しんだりする事例もある（田原）。



③ 子ども・若者と障がい児(者)との交流活動

子ども・若者と障がい児（者）との交流活動の事例は報告されていない。

④ 子ども・若者と外国籍住民との交流活動

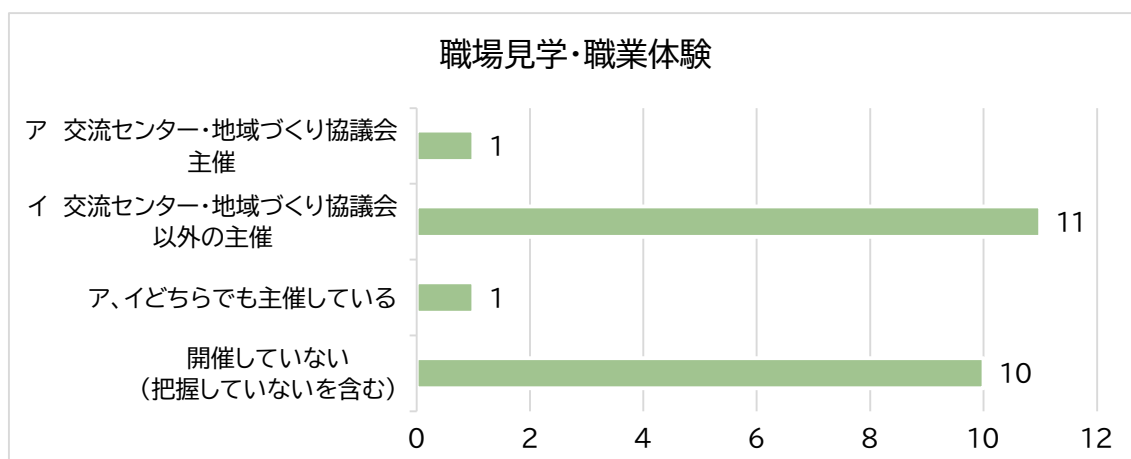
朝市（「東新横丁」）を開催し、多文化交流センターに通う子ども達や外国籍住民と地域住民との交流を図ろうとする取組がある（南御厨）。（一社）学び舎フレンドシップが、大学生と外国籍の子どもたちとの交流事業を行っている（福田中央）。

⑤ 子ども・若者の職場見学・職業体験

交流センター・地域づくり協議会以外の団体による主催事業として実施している地区が多い。岩田故郷の会・田原みどりの会・池田農友会は、いずれも農林水産省の「農地・水保全管理支払交付金（旧農地・水・環境保全向上対策）」を活用して農地保全・耕作放棄地の活用等に取り組んでいる団体であり、小中学生に農業体験（サツマイモのつるさし・収穫、案山子作り等）の機会を提供している（池田・岩田・田原等）。

地域づくり協議会の青少年健全育成に係る部会主催事業として、社会見学会と称して企業訪問を実施している地区もある（池田）。

なお、交流センターが、小学生の「職場見学」や中学生の「職場体験」の対象となることもあり、体験活動の機会を提供することもある（向笠・長野・見付・福田中央・福田南・青城・豊岡中央・豊岡東等）。

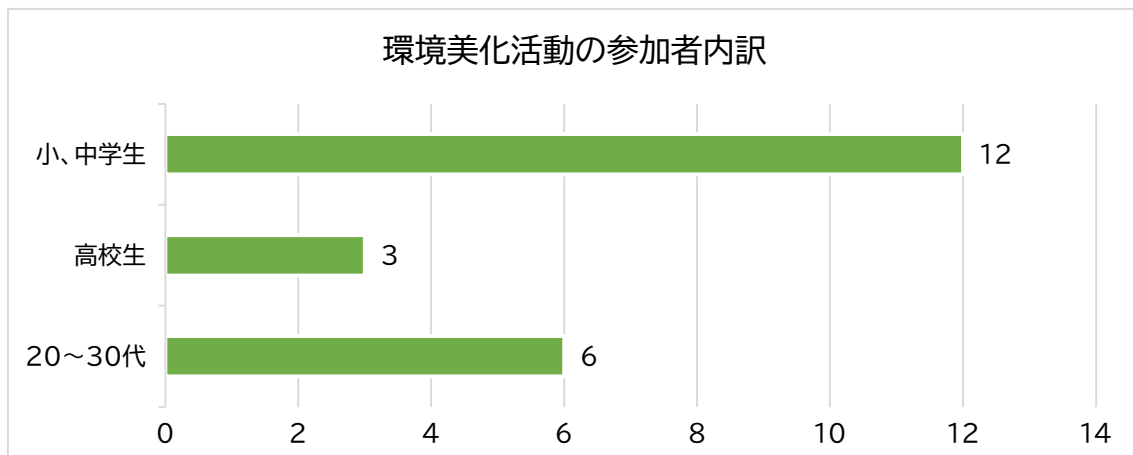


⑥ 環境美化活動

地域づくり協議会の主催により、ほぼすべての地区で環境美化活動が行われており、小中学生が参加している地区が12地区ある。高校生の参加は3地区と一部に留まっている。一方、20～30代の若者が参加している地区が6地区ある。

年2回行われている市全体の環境美化活動の折に、自治会が小中学生の参加を呼び掛けている地区が多い（南・長野・見付・中泉・豊浜・竜洋・富岡・池田・井通・青城・豊田東・豊岡中央・豊岡東等）。

地域づくり協議会以外の団体では、「ひょうたん池の自然を考えよう会」「緑十字機の不時着を語り継ぐ会」「30会（こいのぼり大会を主催）」が環境美化活動を主催している（西貝・長野・福田南等）。



⑦ まちづくり活動への参画

地域づくり協議会主催の「中学生以上全住民アンケート」において、回答をPCに入力する作業に多数の中学生が参加している地区もある（長野・豊田東・青城など）。更に、アンケート結果を踏まえて、地域の課題や将来のあり方について話し合う会合に中学生が参加している地区もある（長野）。こうした取組は、子ども・若者の社会参画を促す取組であり、今後、拡大が期待される。

(3) NPO 法人・市民団体の取組

市民団体による取組には、子ども会・ボーイスカウト・NPO等による活動がある。

ア 子ども会

子ども会は、地域づくり協議会の専門部会の活動に位置付けられ、豆まき等の行事に参加する活動が主流となっている。また、少子化に伴い活動停止を余儀なくされている地域もある。一方、中泉地区では、子ども会連絡会が組織され、中泉地区子ども部会（青少年健全育成会）と22の子ども会代表者が会合を持ち、連携を図っている。市全体の子ども会の連携組織（磐田市子ども会育成者連合会）は平成28年度末をもって解散した。

イ ボーイスカウト

かつては、磐田市全体で17団あり1,000人以上の小中学生が活動していたが、コロナ以降急激に減少し、現在は5団160人程度が活動している。キャンプ・ハイキング等の自然体験活動や様々な奉仕活動を行い自分で自分を律することを大切にしている。

ウ NPO 法人等

子ども・若者に体験活動の機会を提供する取組を行っているNPO法人には、**磐田市市民活動センターのっぽ**や**キャリア教育研究所ドリームゲート**、**学び舎フレンドシップ**・**磐田市スポーツ協会**等がある。

また、**一般社団法人磐田青年会議所**や**同未来学校**も生きる力の源泉となる体験活動に力に着目し独自の体験活動を展開している。

磐田市市民活動センターのっぽ（平成12年開設）は、市民活動団体の活動拠点とし

て開設され、市民活動の体験をととして将来の地域のリーダーを育成する事業、市民団体同士・市民団体と関係機関等を繋げる・市民ファシリテーターの育成等の事業を行っている。

市民活動の体験をととして将来の地域のリーダーを育成する事業としては、**中学生ボランティア育成講座**や**高校生活動支援**がある。中学生ボランティア育成講座には、毎年度凡そ 50 人の中学生が参加し、ジュビロードで駄菓子屋を出店し販売するなどのボランティア活動を行っている。高校生活動支援には、毎年度十数人の高校生が参加し、キャンプ活動（主催：磐田青年会議所）、国際交流・多文化共生推進活動（協力：学び舎フレンドシップ・磐田国際交流協会）、平和を学ぶ活動（協力：市民の平和展磐田実行委員会）、対話やコミュニケーションの大切さを学ぶ活動（主催：磐田市市民活動センターのっぽ・協力：ファシリタティブ）、自ら企画する活動（主催：高校生ボランティアグループ IC）等の活動を行っている。

NPO 法人キャリア教育研究所ドリームゲート（平成 26 年発足）は、子どもたちの生きる力を育むために、「子どもたちの学びとリアルな社会を結ぶ場を作る」をミッションに掲げ、こどもまちゼミ・お仕事体験わくわくワークや「学校への社会人講師派遣」等の事業を行っている。

NPO 法人磐田市スポーツ協会は、主として小学生を対象としたジュニアスポーツ教室・ジュニアランニング教室等をし、磐田バスケットボール協会・磐田卓球協会等の加盟団体も小中学生を対象として教室を開催している。また、同じく加盟団体であるスポーツ少年団は小学生を対象に、ミニバスケットボール・サッカー・空手道等・バレーボール・少年野球等の各種スポーツを体験する場を提供している。

NPO 法人学び舎フレンドシップは、市内のブラジル人学校の児童が市立小学校を訪問し児童と交流する機会を設定するなど、子ども・若者の視野の拡大及び多文化共生社会の実現をねらいとする活動を展開している。

NPO 法人スポーツコミュニティ磐田・ポーラスターは、子供から大人まですべての人に対し、スポーツ教室、スポーツクラブ運営ならびに競技力・指導力の向上に関する事業を行い、スポーツの振興と地域社会づくりに寄与することを目的としている。

NPO 法人大工村は、「キラキラしたこども達の笑顔を作る」を理念として、子ども達に本物の建築材料を用いた家づくりや震災時に必要な知恵や技を身に付ける機会を提供している。

NPO 法人しきじ土曜倶楽部は、22 年間に亘り、幼児・小学生を対象に静岡大学と連携し毎週土曜日に英語及び総合の学習機会を提供している。

NPO 法人 SAC は、若者がスポーツや芸術活動に自由意志で参加することを趣旨とした緩やかなつながりを大切にし、独自の活動を行っている。

一般社団法人磐田青年会議所(JC)は、毎年、小学生を対象としたわんぱく相撲、キャンプ・不自由体験を提供するキラリ・サマーサバイバルキャンプを開催し、青少年の

健全育成に努めている。

一般社団法人「未来学校」は、子どもたちが主役の架空のまち「ミニはままつ」等を企画するほか、様々な職業に従事する市民と子どもたちの出会いの場を設ける試み行っており、磐田市内の小中学校もこの事業を活用した社会体験活動を行っている。

ジュビロ磐田は磐田市との連携により幼児合同スポーツ教室を開催し、年長園児約1,000人に指導している。

このほか、子どもに体験活動の機会を提供している市民団体には、小学生を対象としてジュニアアート展や日本文化講座を開催している**磐田市文化協会**、幼児・低学年児童の自然体験に取り組む**みんなでうさぎ山を楽しむ会**、農業体験を提供する**岩田故郷の会**、**田原みどりの会**などがある。**いわた若者ネットワーク**の活動は、雪まつりの開催に限られており、活性化に向けた取組が期待されている。

NPO 法人 SAC：磐田市内外の青少年に対して各種スポーツ教室を通し基本的な人間教育、感性豊かな人格形成を促すと共に、将来の選択肢を増やし、スポーツと生涯関わっていけるような指導を目指す。また、成人向けスポーツコミュニティを運営することによって地域住民の健康維持と様々なスポーツに触れる機会を増やし生活にスポーツがある文化を普及することを目的とする。2022年8月設立。

青年会議所(JC)：修練・奉仕・友情を信条として、よりよい社会づくりを目指す青年の集まり。青年会議所(Junior Chamber)は、“明るい豊かな社会”の実現を同じ理想とし、次代の担い手たる責任感をもった20歳から40歳までの指導者たらんとする青年の団体。

こどもまちゼミ・お仕事体験わくわくワーク：2～4人のチームで仕事体験や企業の取材をし、仕事の魅力を伝えるPRポスターづくりをする。

(4) 行政による子ども・若者の体験活動の取組(一部再掲)

本市が主催する**いわた高校生まちづくり研究所**(旧ヤング草莽塾)は、市内5校の高校生が磐田市が一層魅力的な街であるための改善策を具体的に提案する活動であり、市の補助事業として開催されている**高校生ラボ**(磐田ここからラボの一つの事業で、高校生の自主的な企画による講演会など)は、高校生が社会活動に参画する貴重な機会となっている。

教育委員会が主催する**放課後子供教室**が11校区で開設され、国語・算数の学習支援等が行われている。

一方、市教育委員会は、少子化への対応及び教員の多忙化解消をねらいとして、本市では、中学校の部活動を廃止し、中学生の文化・スポーツ活動の場を地域スポーツクラブに移行する準備を進めている。中学生の文化・スポーツ活動の指導者を学校の教員から地域の人材に移行しようとする試みである。この新しい地域クラブ活動を「SPO☆CUL IWATA」と呼んでいる。

その目的は「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」することであり、活動理念は「子どもたちの居場所づくり・仲間づくり・志づくり」であるとしている。

指導者や活動場所の確保、活動場所への保護者による送迎、会費の経済的負担、運営体制、大会参加等の課題が山積しているほか、百数十年にわたり我が国中等教育機関で取組まれてきた部活動の教育的効果に関する考察が不十分である等の指摘がある。

本事業を統括している教育委員会放課後活動課では、令和8年夏以降、中学校における休日における部活動を廃止し、中体連主催の大会には参加しない方針を明らかにしているが、現時点では、令和8年度以降の中学生の文化・スポーツ活動の全体像は明らかではない。

(5) 企業の取組

ヤマハ発動機は、地元小学校の児童を対象に、ものづくりの楽しさを伝える体験講座「キッズラボ」を開催し、静岡銀行・浜松いわた信用金庫は、模擬起業の機会や地域PRのアイデアを練る体験プログラムアオハルし放題を企画・実施している。ソミックマネージメントホールディングスは、中高生向け価値創造人材の成長を支援するプログラム「MONO-COTO CHALLENGE ENSHU 2024」を開催するなどしている。

(6) 大学の取組

静岡産業大学は、いわた総合スポーツクラブを展開し、幼児・小中学生等に身体を動かす楽しさやスポーツを体験する機会を提供し、静岡大学情報学部は「高校生探究・情報コンテスト」を主催している。聖隷クリストファー大学の学生は、高齢者へのインタビューをもとに、それぞれの人生を「自分史」としてまとめてプレゼントする取組を行い喜ばれている。

5 他市・県・国の取組

(1) 他市町の取組

裾野市東地区おやじの会が、2012年9月から月1回のお泊り会なにもしない合宿を継続して実践している。地域内の子どもや保護者、運営に関わる人々の人間関係の密度が増し、地域づくりの土台が形成されつつあり、子どもたちにとっては、宿泊体験をとおして社会性の育成や適切な人間関係の構築方法の習得を習得できる機会となっている。手軽に実践しやすいこともあり、県内外で急速に拡大しつつある。2018年に始めたトークフオークダンスにより中高校生と地域の高齢者等を繋ぐ取組も掛川市を始め県内外で実施する学校が増えている。

富士市では、子どもたち（小学校4年生から中学2年生までの20人）が夏休みに地域の企業やお店等を取材し、地域の情報誌『FUJIRA』を作成する活動（COLOMAGA project）が行われている。新聞記者・デザイナー・自営業者等々多様な職種の大人が実行委員会を作り、子どもたちの活動をサポートしている。

菊川市は、2023 年 11 月、**市こども・わかもの参画宣言**を發表し、子どもが様々な活動に参加・参画できる社会の構築等を目指すことを明らかにした。市教委が主催して、市内全小中学校の代表児童生徒が一堂に集い**市いじめ防止サミット**を開催したり、**菊川市市民協働センターやプラザきくる**に集う高校生が中心となって、様々なボランティア活動を展開するなど、中高校生のまちづくり活動への参画が様々な形で取組まれている。また、市の施策により、若者によるまちづくり活動への補助金給付などの支援が事業化されている。

掛川市では、市主催により**高校生ミーティング**が開催され、市長が高校生から住みたくなる街づくりに関する意見を高校生から聞く取組を行っている。こうした取組は、こども基本法施行以降、各市町において急速に拡大している。

浜松市内の中学校では現在も、自然体験を核とした集団宿泊体験活動を実施している。浜松市の協働センターでは、北部協働センターにおける中学生によるジュニア公民館の取組、富塚協働センターにおける高校生による小中学生向け学習支援教室の企画・運営など、若者の社会参画の取組が見られる。

浜松市立可美中学校では、学校運営協議会が企画する「やらまいか講演会」が毎年開催され、市長を講師に招き市長の講演のほか、生徒代表と市長が将来の市の住みよい将来像についてのトークなどを行っている。浜松市立新津小学校の**なかよし放課後児童会**を運営する**株式会社「明日葉(あしたば)」**が地元企業と提携して、長期休業中に「住み続けられるまちづくり」をテーマに SDG s 教室を開催している。浜松市天竜区春野地区では、まちの活性化を目指す**中学生発案のプロジェクト「犬居 SOZO(ソーゾー)学校」**の企画により、中学生や住民が歌や演劇により春野の魅力を発信している。浜松市立双葉小学校では、地域や地元企業と連携し、伝統的な繊維産業を学び商品を制作し販売する体験活動を続けている。三ヶ日中学校では、総合的な学習の時間を活用して町の広報誌の編集発行に取り組んでいる。

なにもしない合宿:夕食と入浴を済ませた小学生が地域の公会堂等集まり、就寝時刻まで遊ぶなどして過ごし、翌朝は起床後、解散する取組。主催者は活動メニュー等を何も準備しない。

トークフォークダンス:2 重の円の形で着席し、「フォークダンス」をおこなうように、相手をリズムカルに変えながら「トーク(対話)」を行うこと。「お題」に沿って、1 分間で自分の思いや考えを話す。京都府の御池中学校が発祥で、「しゃべり場」という名前で実施していたものが、「トークフォークダンス」という名前になり今に至る。

【コラム①】浜松市北部協働センターにおける「ジュニア公民館」への取組

1 「ジュニア公民館」の概要

23 年前に、「北部生涯学習ボランティアの会」に集う地域の方々が、中学生等の若者の健全育成を願い、中学生が主体となって企画・運営する「北部ジュニア公民館」(イベント)を開始した。毎年、幼児・小学生とその家族を中心に数千人が訪れ、地域の一大イベントになっている。

地域の 2 つの中学校にボランティア募集の声掛けをすると、毎年 100 人前後の応募がある。5月

から中学生が参加しやすい第2・第4土曜日の午後に打合せや準備活動を行い、8月上旬に「北部ジュニア公民館」を開催する。

準備活動を通して中学生が手に取るように成長していく。「遊び」「読み聞かせ」「バルーン」「お化け屋敷」「食品」「オンライン」等のイベントがあり、好きなイベントを中学生が選び、企画・準備段階から当日の運営・反省まで参画する。コロナ禍でもオンラインでジュニア公民館を開催した。

2 「ジュニア公民館」を継続できている背景

市正規職員である協働センター所長・主任(コミュニティ担当)及び「北部生涯学習ボランティアの会」の企画力・実践力・中学生支援があつて、初めて「ジュニア公民館」が実現している。中学生当時に参加し、その後も活動を継続しているサポーターが大きな役割を果たしている。

3 「ジュニア公民館」の成果

(1)地域の一員としての自覚が育つ環境が整っているため、協働センターが地域の学びの場・居場所となっている。高校進学後も中学生を指導する地域ボランティアに成長していく。不登校気味の若者も「北部ジュニア公民館」には来て手伝っていることがある。

(2)中学生ボランティアが、幼児・児童にとって憧れのお兄さん・お姉さんになっているため、中学生になると進んでボランティアに参加するようになる。

4 協働センター職員に求められる資質・能力

「地域に根差した人材・団体を育成すること、特に、スーパー地域人を発掘・育成すること」が課題である。職員に必要な資質・能力は(1)地域を洞察する力(2)地域を学ぶ力(地域の歴史に興味を持つなど)(3)感受性 の3つである。

5 参考になる取組

(1)人(ボランティア)集めをする時には、全体への声掛けだけでは効果がなく、個人的に声掛けすることが大事である。

(2)館長、若手職員(コミュニティ担当)の力は極めて大きく、企業・団体等への協力依頼、イベントに必要な資材収集、中学生へのサポート等をしている。

(3)中学生が企画したイベントが地域の子供達・家族、引きこもりや不登校傾向のある子ども等老若男女の集う場となっている。

(4)今後、協働センターと学校の関わりが大きくなることから、コミュニティスクールの学校運営協議会に館長がオブザーバーとして参加し、色々な相談に乗っている。

(5)学校の求めに応じて地域が学校をサポートするという一方通行の活動ではなく、地域学校協働活動の本部の役割を協働センターが担うことが重要であるという認識を館長が持っている。

(6)中学生をサポートするボランティアを要請することが急務である。

【コラム②】浜松市富塚協働センターにおける中高校生、大学生による各種イベント開催

富塚協働センターでは、夏祭り等のセンター主催イベントのほか、高校生が企画・運営する「アオハル音楽祭」、地域の小学生・中学生・住民が仮装して楽しむ「富ツクオアオトリート」、協働センターの空き部屋を自習室として開設し高校生が小学生の学習支援をする「スタトミ(Study Tomitsuka)」等、若者が主体的に参画するイベントがある。

こうした取組を推進する担当職員(市の正規職員＝主任:コミュニティ担当)の果たしている役割は大きい。参考になる取組は次のとおりである。

- 1 夏祭りのイベントのボランティアとして参加した中学生に声をかけ、中学校在学中に何度もボランティアとして協働センターに足を運ぶように上手に導き、彼らの成長を実感している。粘り強い取組であり、職員は人とのつながりを大切にする感性と熱意・行動力を備えている。
- 2 地域の特性やニーズを把握することからスタートし、イベントを企画・準備・運営する際には、地域の人々と「楽しい時間を共有する」ことを何よりも大事にしている。
- 3 若者(高校生・大学生)に協働センターに来てもらうためには、時給 1,000 円以上の価値がないと来てもらえない。つまらない内容なら若者はアルバイトをして稼いでいる方がいい。若者は忙しくどこでも必要な人材である。それでも協働センターに来ることが優先順位 1 番になるように、魅力的な内容にする努力が大事である。若者にとって、自分の思いが実現されることは優先順位が高くなる。
- 4 「コミュニティアシスタント」(中学生をサポートする高校生・大学生等)の育成上、心がけていること
 - (1) 学習のため頻繁にセンターに来る1人の高校生にボランティアの声をかけ、それから 4 年後には、登録ボランティアが41人になった。
 - (2) 自分が引っ張っていくというよりは、若者のサポートをしている。
 - (3) 若者だけではなく、関わる人すべての名前と顔と特技を覚える。
 - (4) センター職員は、地域課題から腰が引けてはいけない。
 - (5) 部活動やサークル活動があるから、コミュニティアシスタント(高校生・大学生)の打ち合わせは 18 時 30 分から開催している。頑張らないで来れる時に来ればよいというスタンスも大事である。
 - (6) イベントが終わった後、「はい、解散」ではいけない。食事会などを持ち、語り合い、次に繋げることが大事である。
 - (7) 点でやっている人を繋ぎ、やがて、面にしていく。

【コラム③】菊川市における若者の社会参画への取組

1 若者・市民の交流・学習の場「プラザきくる」

市民が集うことのできる賑わいの場、地域のコミュニティ活動の拠点として、令和 2 年 3 月に市庁舎東館としてオープンした。

2 学校と連携したハードルの低い参画の場

●中高生NPO法人体験セミナー(主催 菊川市市民協働センター)

市内NPO法人との共催により、夏季休業中に中高校生に 12 の体験活動プログラムを提供。活動内容は、災害救助犬の訓練体験・馬とのふれあい体験・外国人の子どもたちへの日本語サポート・保育の職場体験・400 年の歴史を持つ棚田の畔草刈りと生き物教室の体験など多様。

●市内の高校(小笠高校・常葉大菊川高校)との連携によるイベント開催

小笠高校(総合学科)は、野菜や加工品の販売など小さな収穫祭を開催。常葉大菊川高校は、「アートの力で地域を元気に」を目的にきくがわジュニアアート展やみんなのアソビバ(こどもから大人までが楽しめる遊び体験コーナー)を企画運営。

3 地域の課題解決型のプロジェクト

●きくがわ高校生まちづくりスクール(主催 菊川市市民協働センター)

人と繋がるにこやカフェ、夏休みこどもたち宿題会などの活動をしている。

●高校生のマイプロジェクト

高校生がコミュニティ協議会との協働で小学生夏休み宿題会等を実施

●菊川まちづくり部(ユースカウンスル菊川)

町づくりに関心のある中高校生・大学生・社会人が集まり意見交換や催事を企画する。

4 若者のまちづくり・市政への参画の場

●菊川市こども・わかもの参画協議会

2023 年 6 月発足し、高校生・大学生・学校・NPO・企業・行政・保護者代表が参加して「菊川市こども・わかもの参画宣言」を策定。

5 こども・若者参画支援交付金

菊川市内で自主的に地域づくり活動にチャレンジしようとする高校生・大学生などの若者世代で構成する団体に、交付金(上限 5 万円)を支給する。令和 6 年 7 月スタート。

(2) 静岡県の実践

静岡県教育委員会高校教育課はドリームプロジェクト事業をとおして、高校生による自主的な企画による提案事業等を行っている。また、静岡県版の「トビタテ！留学 J A P A N」ともいえるグローバル人材育成事業(高校生の海外留学・海外インターンシップ等)を平成 28 (2016) 年度から実施している。グローバル化が急速に進展する中、世界に目を向けながら地域社会の発展に貢献できる人材の育成を社会総がかりで支援するものである。

同社会教育課は、青年の家(朝霧野外活動センター・焼津青少年の家・観音山少年自然の家・三ヶ日青年の家)主催によるリーダー研修会・サバイバルキャンプ等を展開している。ま

た、社会教育課では、小・中学生を対象とした宿泊・体験活動を企画・実施する青少年団体や子ども会等に補助金を交付している。**静岡県青少年育成会議**も市町の青少年健全育成会・NPO団体・青少年団体等の活動に補助金を交付している。

県議会議員が**県議会出前講座**を開く取組もある。県議数人が高校を訪問し、生徒たちと地域の課題（例「中山間地域を持続可能な地域にするにはどうすべきか」）についてグループ討議をすることをおして、地域課題の解決に向けて意識高揚を図るものである。

また、**NPO 法人しずおか共育ネット**は「すべての中高生が自らのポテンシャルに気づき、個性と能力を発揮できる社会の実現」をヴィジョンに掲げ、「中高生に多様な価値観・出会い・挑戦の機会を提供する」をミッションとしており、中高校生の探究学習やインターンシップをコーディネート、探究学習や広い意味での社会参画の実践発表等の機会である**静岡探究コレクション**を主催している。

県舞台芸術センター(SPAC)は、高校生を対象とした演劇塾「**SPAC 演劇アカデミー**」を開催し、演技・英語・小論文等の指導をとおして世界で活躍できる演劇人を育成を目指している。

(3) 他県の取組

兵庫県では「**自然学校**」として 5 泊 6 日など長期間の自然体験を継続しており大きな効果をあげている。また、阪神淡路大震災や連続児童殺傷事件を契機に、豊かな体験をとおして生きる力を育てることをねらいとして、学校・家庭・地域の連携により「**トライやるウィーク**」として、1998（平成 10）年度より 5 日間の体験学習（勤労体験・福祉体験・文化活動体験等）が実施されている。

島根県では、地域活動に参加した中学生が、高校進学後もボランティア団体を結成し継続して地域で活動する取組が見られる。その背景には、学校、公民館、教育委員会、地域コーディネーターなど関係者間で、若者を地域を担う人材として育成しようという意識が共有されていることや、学校・公民館によるサポートがある。

島根県雲南市には、3C（Chance・Challenge・Change）をテーマに、**特別支援学校に通う児童生徒に体験活動（水泳など）の機会**を提供する任意団体**3C 夢 club**の取組がある。

(4) 国の取組

国の取組としては、**環境省・林野庁・農林水産省等**の各省庁が体験活動の機会を提供している。御殿場市の**国立中央青少年の家**では、様々な自然体験活動・創作活動等のプログラムを用意している。不登校、引きこもり等特定の状況にある青年に対する自立支援をねらいとしたキャンプ活動等のプログラムもある。

文部科学省は、先を見通すことが困難な時代に、社会変革を実現するためには、変化を受容し、異文化を理解・尊重しながら、チャレンジ精神を持って新しい価値を創造することのできるグローバル人材を育成することが重要であるとの認識のもと、民間企業等からの寄付金も得て、2013 年に留学促進キャンペーン**トビタテ！留学 JAPAN**を開始し現在も事業を継続している。

6 学校・地域の連携による若者の社会参画

地域学校協働活動による子ども・若者の社会参画への取組は、次のとおりである。

中学生がイベントの企画段階から参画する取組が見られる（長野・池田・豊田東・西貝・向笠・豊浜）。

また、地域課題を発見し解決策を話し合う会合に中高校生が参画する試みもある。竜洋地区では、**市民団体 CHO 竜洋**主催により、地域の 20 年後を見通して住み続けることができる街づくりをテーマとした話し合いが交流センターを会場に開催され、中学生から高齢者まで多数の住民が参加している。

令和 4～6 年度に長野・豊浜・豊田東・豊岡東・岩田・青城の計 6 地区において、小規模多機能自治を進めるために設置された**地域づくり協議会**が地域の課題を把握することをねらいとして**中学生以上全住民アンケート調査**を実施した。長野地区では小学 5・6 年生の児童もアンケートの回答に参画した。小中学生が参加して集計作業が行われ、集計結果の報告会も中学生の手で行われた。この取組をとおして、小中学生が地域住民の一人として、いわば自分事として地域の将来の在り方について考える機会を得たことは極めて意義深い。

また、長野地区では、地域から**南部中学校**への働きかけにより、令和 5 年度に**地域部**が誕生し、CSD（コミュニティスクール・ディレクター）の協力により、長野小学校の放課後児童クラブの子どもたちと新スポーツ「モルック」を一緒に楽しむなど、子どもたちへの支援を行っている。長野地区には、小学校の PTA 役員を退いた方々で組織する**あけぼの会**があり、その方々のつながりが大きな力となり様々な地域活動が展開されている。小学校 PTA 役員の中には、継続して中学校の PTA 役員を務める方もいて、中学生の地域活動への参加を促す時などに大きな力となっている。

見付地区では、**裸祭り保存会**の働きかけにより、**城山中学校**において、国指定無形民俗文化財である裸祭りに関する理解を深めとともに、社会の変化に対応した新しい祭の在り方を探ることをねらいとした講演とワークショップが行われている。このワークショップは民間企業が運営している。

掛塚屋台囃子保存会では、竜洋西小学校と連携して、20 年余にわたり子どもたちに囃子に親しむ授業を行っている。

7 子ども・若者の体験活動への参加(参画)推進に伴う諸課題

「市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査」（2024 年 8 月）において、交流センター（地域づくり協議会）が子ども・若者に体験活動や地域活動への参加（参画）の機会を提供する場合の課題として寄せられた意見・要望等は次のとおりである（複数回答可）。

(1) 取組事例に関する情報を欲しい（13 地区）

「地域づくり協議会同士での情報交換が必要である」との指摘がある。他地区の取組を知ることは大きな力となることから、情報交換の機会充実に努めたい。また、「磐

田市の子ども・若者事業担当部署を知りたい」との声もあり、子ども・若者育成に係る行政の推進体制整備を求めている。

(2) **職員の体制を整える必要がある**（10 地区）

本市の交流センターの職員は、センター長 1 名、会計年度職員 2 名の体制を基本としている。「職員が少人数で事務量が多い」「市の青少年健全育成会が解散した後、青少年健全育成の受け皿となる団体がない」「社会教育について学び、子ども・若者を適切にサポートできる大人たちが鍵になる」「地域には、子ども・若者の体験活動を指導できる人材がいる。そうした人材を掘り起こすことが必要である」等、若者をサポートする人材確保が課題であるとする指摘がある。

(3) **中高校生が忙しく、地区の活動に参加・参画する時間がないように思われる**（8 地区）

中高校生の実態については、「中学生自身が忙しいと言っている」、「若者は交流センターの利用方法を知らない。どの世代でも利用できることを周知してはどうか」等、中高校生の実態に関する指摘があるが、中高校生に対する期待も大きく、「高校生に地域情報の発信をして欲しい」「ボランティアを呼び掛けるが協力者が少ない」「中学生を核にした異世代、地域の各種団体、事業者などの代表者の話合いの場が必要。中高校生も意見を言える環境整備が必要。地域づくり協議会がそのような場であるといいのではないか」「子ども達の声聴いて考える地域でありたい」「若者に地域に関わってもらうことが、未来の担い手育て・地域づくりである」等の意見がある。

(4) **学校の理解と協力を得ることが困難**である（7 地区）

子ども・若者を育成するためには、地域と学校の連携・協力が不可欠であるが、この点について、「教員の働き方改革や負担軽減に伴い、子ども達への周知・連絡方法を模索している」、「子ども達の発表や体験の機会が減らないように、学校職員に負担がかかりすぎない方法を一緒に模索すべき」「CSD・CSCは地域へも眼を向けて欲しい」、「学校は子ども達に積極的に地域の活動に参加するように呼び掛けて欲しい」等の意見がある。一方、「地域貢献活動を教育課程に位置づけている学校があり成果を挙げている」、「校長・教頭が中学生の地域活動への参加に熱心で協力的であり、期待できる」等の指摘もある。

(5) **施設・設備を改善する必要がある**（2 地区）

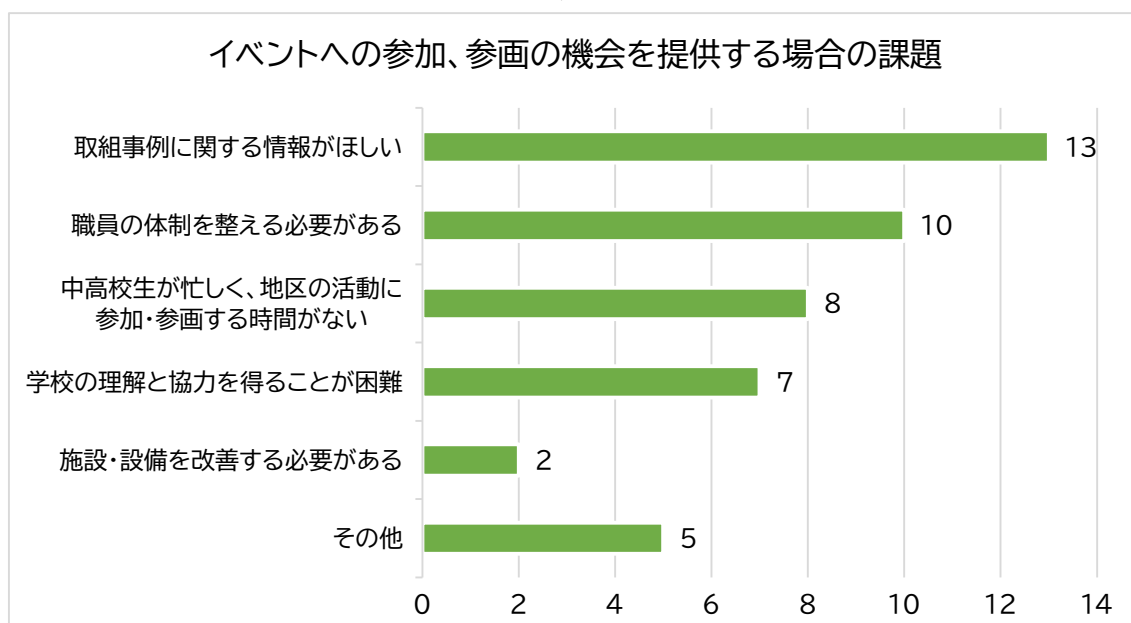
施設・設備については、「Wi-Fi 設備の導入、調理室の設置、トイレの更新」等の要望がある。また、「安心できる心地よい場所でないと人の居場所にはならない。誰でもいつでもどうぞ、という自由な部分が多い空間があると、特に子ども・若者は利用しやすく集まってくるのではないかと」の指摘がある。施設・設備の整備とともに、その利用方法に工夫を求めている。

(6) **その他の意見・要望事項**

○中学生の部活動を廃止し地域クラブによる指導に移行する取組については、保護者の経済的負担・練習会場への送迎等の負担が増加することが危惧され、スポーツ離れ

が進行するのではないか。

- 市レベルで養成された人材（ファシリテーター・家庭教育支援員等）が地域で活躍できるように地域づくり協議会とマッチングする機会があるとよい。
- 高齢者支援・子育て支援・防災活動・交通安全対策等において、住民・地域・行政が連携協力していく体制を整える必要がある。
- Z世代（スマホ世代）は、地縁でのつながりではなく SNS つながり（情報縁）で行動しているため、取組を変えていく必要があるのではないか。
- 交流センターと地域づくり協議会の関わりは地区により異なる。開設している講座の中には、地区の枠を超え市民全体を対象とする講座もあれば、地区住民だけに対象を限定した講座もある。後者の場合には、地域づくり協議会専門部と協力団体が企画・運営している。
- 学校運営協議会の場合は、地域課題の解決の話合いの場の一つと考えてもよい。



③ 子ども・若者の居場所をめぐる現状と課題

1 不登校児童生徒の増加及び中学生の放課後等の居場所

(1) 10 年間で小学生 4 倍・中学生 2 倍に

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、2023（令和 5）年度に不登校を理由として年間 30 日以上欠席した児童生徒の数は、小・中学校合わせて 346,482 人となり、前年度と比較して、47,434 人（15.9%）増加した。小学生は 10 年前と比べて凡そ 5 倍、中学生は凡そ 2 倍となっている。

磐田市における不登校児童生徒も、平成 26 年度に 205 人（小学生 51 人・中学生 154 人）であったものが、令和 5 年度には 532 人（小学生 210 人・中学生 322 人）と、10 年間で小学生は 4 倍に、中学生は 2 倍に増加している。特に、近年、小学生が急増している点が注目され、小学校高学年だけでなく低学年の児童にも不登校の現われがある。

中学 1 年生の段階で不登校生徒が急激に増加することの背景の一つに「中一ギャップ」があるとされる。本市では、平成 25 年度～平成 28 年度の間に 10 中学校区すべてにおいて学府制度を導入し小中学校教育の円滑な接続に努めたが、中学校における不登校生徒は令和元年度以降 200 人を超え、令和 3 年度には 300 人台に達するなど、学府制度導入後も不登校生徒数は増加傾向にある。

また、磐田市教育委員会独自の調査によると、「つながりを確認できない児童生徒」（30 日以上、学校が接触できない、更に、学校外の教育支援センター等への通学も確認できない児童生徒）は、令和 3 年度（調査期間：令和 4 年 3 月の一か月間）に 32 人、令和 4 年度に 30 人、令和 5 年度に 17 人いることが判明した。

こうした中で、不登校傾向のある児童生徒の居場所の確保とその在り方が大きな課題となっている。

磐田市内公立小中学校における不登校児童生徒数の推移（教育委員会学校教育課による）

	学校種\年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	市内児童数	9,429人	9,354人	9,440人	9,390人	9,351人	9,277人	9,114人	9,049人	8,845人	8,720人
	不登校児童数	51人	42人	49人	57人	62人	85人	106人	108人	160人	210人
	1000人あたり	5.4人	4.5人	5.2人	6.1人	6.6人	9.2人	11.6人	11.9人	18.0人	24.1人
中学校	市内生徒数	4,560人	4,556人	4,502人	4,554人	4,506人	4,513人	4,544人	4,543人	4,593人	4,497人
	不登校生徒数	154人	186人	189人	179人	181人	222人	236人	328人	329人	322人
	1000人あたり	33.8人	40.8人	42.0人	39.3人	40.2人	49.2人	51.9人	72.2人	71.6人	71.6人

(2) 部活動の地域移行に伴う中学生の放課後等の居場所をめぐる課題

教員の働き方改革に端を発した部活動改革は、当初、スポーツ庁・文化庁から、平日 3 日・休日 1 日、平日 2 時間・休日 3 時間など適切な活動時間のガイドラインが提示される

取組であったが、その後、部活動そのものを地域に移行させる方向性が示され、各自治体で検討に着手するようになった。

本市においても、公立中学校の部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行する方針が市教育委員会から示され、「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」し「中学生に放課後等の居場所を確保」することを理念とした改革案が実行されようとしているが、地域における指導者不足・限られた活動場所等々様々な制約の中で、文化・スポーツ活動に参画する中学生の減少が危惧されている。このような状況の中で、中学生の文化・スポーツ活動等の体験活動の機会をどのように保障するかが、社会教育の観点からも大きな課題となっている。

2 居場所の定義

ある場所が単なる空間ではなく、そこが自分にとって満足できる場所であると主観的に意味づけることができる場合、一般的に「居場所」という。また、居場所には、「人間的居場所」と「社会的居場所」がある。

(1) 人間的居場所（対象：社会的自立が困難な子ども・若者）

ありのままの自分であることができ、心理的安全性を感じることができる場所を人間的居場所という。具体的には、不登校傾向があるなど社会的自立が困難な子ども・若者にとって、ありのままの自分であることを許容される、教育支援センター、NPO・労働者協働組合・市民団体等による居場所、フリースクール、子ども食堂等のことをいう。

(2) 社会的居場所（対象：小学生・中学生・高校生・社会人）

「人間は社会的な動物である」といわれるように、人間は集団生活の中で初めて生きている喜びを感じることができる。集団生活の中で好きなことを見つけ仲間とともに活動することにより、自己実現できる喜びを感じずる場所のことを社会的居場所という。具体的には、学校の学級（ホームルーム）や部活動・地域クラブ等のことをいう。

「人間的居場所」「社会的居場所」：前者は、「自分であることをとり戻すことのできる場所」、「そこにいると（そこに帰ると）安らぎを覚えたり、ほっとすることのできる場所」であり、後者は「自分の資質や能力を発揮することが求められており、自分の存在が他人によって必要とされている場所」である（藤竹暁による）。

(3) 求められる多様な居場所

中泉地区地域づくり協議会福祉部会が実施した「子育てアンケート調査」（令和5年実施。対象：小学生・中学生を持つ保護者）によると、居場所に関する保護者の要望は、次のとおり多岐に亘っている。

- ・小学生・中学生の自習室や学校に通えない子どもの支援
- ・自習室や居場所支援の情報提供
- ・異年齢交流をとおして子ども達同士の関わり合いを学べる場所
- ・子どもが安心して遊びに行ける場所（無料） 例）児童館や公園

- ・子どもが楽しめる地域イベント
- ・体育館活用、キッズニア、駄菓子屋、子ども食堂の回数増加
- ・学童に通っていない子ども達が公園で遊ぶ際の見守り支援

子育て中の保護者は、「人間的居場所」・「社会的居場所」の双方に関わる願いを持っていることが分かる。

3 学校の取組

(1) 人間的居場所への取組

学校における「人間的居場所」を確保する取組には、教室に入ることによる困難性を感じる児童生徒のための別室登校の部屋である**心の教室**の開設や本市の小中学校では見られないが、**校内フリースクール**の開設がある。また、保健室やスクールカウンセラーがいる教育相談室も心理的居場所となっている。

令和6年度現在、本市の10中学校と4小学校では心の教室を設置し、**心の教室相談員**を置いている。中には、地元の大学生が支援員として中学生の支援に参画している中学校もある。

また、各小中学校では、令和6年度から児童生徒が一人一台使用できるタブレットを用いた **Web 相談窓口**を運用し、児童生徒がネットを利用して様々な相談ができるような体制を整えている。

このほか、人工知能（AI）を活用した自動追尾カメラを小中学校のオンライン授業に導入する実証実験を行っている。対面授業を受けることが困難な児童生徒たちも希望により視聴することができ学習体験が充実することが期待されている。

(2) 社会的居場所への取組

一方、「社会的居場所」を確保する取組には、学級活動（高校では、ホームルーム活動という）・学校行事や部活動等がある。中学生にとって、放課後や休日に部活動に参加し興味・関心のある文化・スポーツ活動に打ち込み、友人と汗を流すことは学校生活において達成感・充実感を得られる最も楽しい時間の一つである。

近年、教員の働き方改革に端を発し、教員の多忙化解消のため部活動を廃止し、中学生の文化・スポーツ活動を地域において実施する方向で検討・準備が進められている。指導者の確保・活動場所の確保・活動場所への移動・高額な参加費の負担等数多くの課題を抱えており、文化・スポーツ活動体験を享受できる中学生が減少することを危惧する声がある。

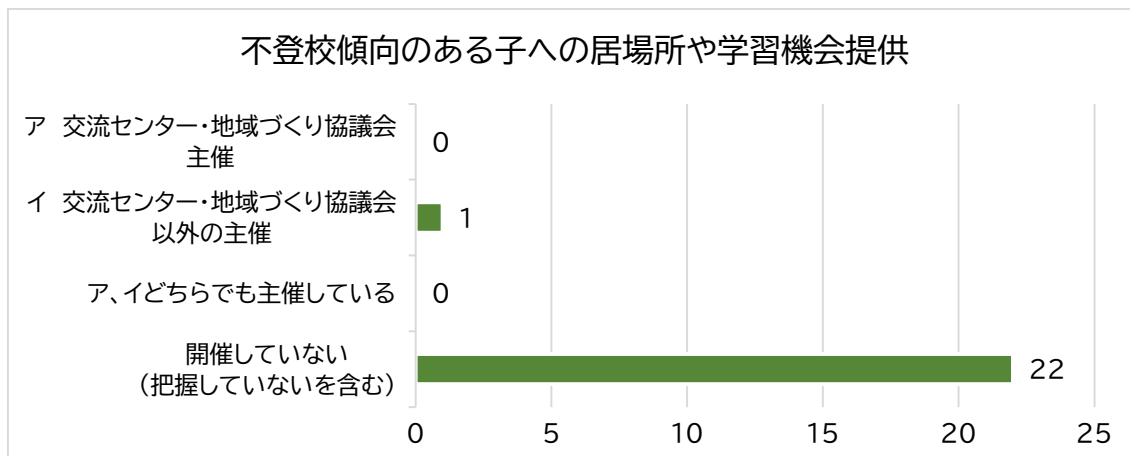
4 地域の取組

(1) 交流センターの取組

「市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査」（2024（令和6）年8月）によると、次のとおりである。

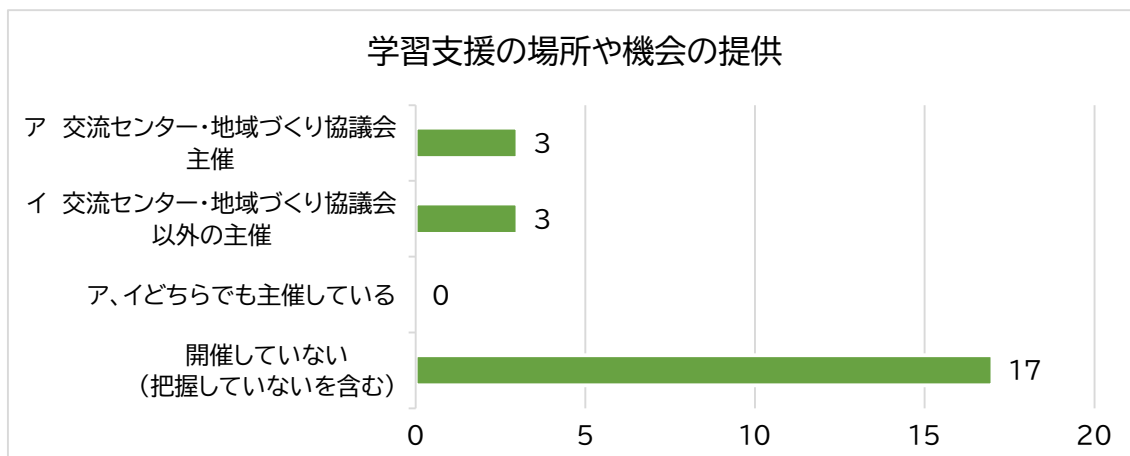
ア 人間的居場所への取組

交流センター・地域づくり協議会主催により不登校傾向のある児童生徒及び保護者等への居場所や学習機会等を提供しているところは、現時点ではない。中泉地区では、市民団体が交流センターを利用して場を提供している（中泉）。



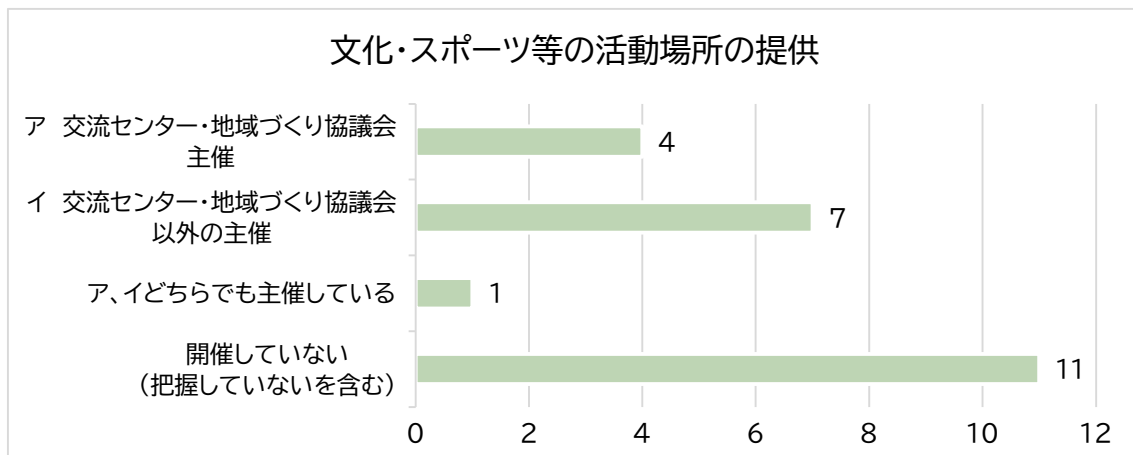
イ 社会的居場所への取組

子ども・若者への学習支援の場所を提供している交流センター・地域づくり協議会は8地区あり、このうち、市民団体や個人が主催している地区が5つある（見付・福田南・竜洋等）。施設の一角（ロビーや会議室）を小中高校生の学習コーナーとして提供している交流センターがある（見付・豊浜・池田・豊岡中央・豊岡東等）。



浜松市の協働センターでは、中学生の時から協働センターでボランティア活動をしてきた高校生が小中学生向け学習支援教室を開催する取組が見られる。

子ども・若者に文化・スポーツ活動の場所を提供している交流センターは多い。交流センターや地域づくり協議会主催事業によるものが5か所、市民団体等の主催によるものが9か所ある。市民団体には、スポーツ少年団・SPO☆CUL IWATA・NPOSAC・吹奏楽団・ボーイスカウト・子どもミュージカル・ダンスサークル等がある。



(2) 市民団体による居場所づくり

磐田市内における、市民団体による人間的居場所づくりの概要は次のとおりである。活動は次第に活発化している。

ア 人間的居場所への取組

不登校傾向のある子どもたちと保護者は、家庭や学校外にも居場所を強く求めており、市民団体はその創設に努めている。

本市教育委員会作成のリーフレット（令和5年7月発行）には、市内のフリースクール・子どもの居場所等（民間団体）として、**ツナガル居場所、フリースペースのつぼ、ハッピーフリースクール**が紹介されている。

ツナガル居場所は、子どものリラックスできる時間と場所の提供・リアルな実体験や情報共有・保護者が安心して語り合える場所の提供をねらいとしている。**ハッピーフリースクール**は、心身の健康と自主自立の精神を養うよう努めており、令和6年1月からフリースクールとして運営を始めた。

NPO法人MSP(未来サポートプロジェクト)は、不登校傾向の子ども・若者及び保護者の相談、保護者同志の話し合いの場の開設のほか、学習機会の開設に務めている。

このほか、県西部地区では、**ドリームフィールド、フリースクール空、オルタナティブスクール**いんどり、**デモクラティックスクールび〜だ、そよそよの家**等があり、個別学習のほか音楽・料理等様々な体験活動の充実に努めている。

以上のほか、保護者の会として、**あすなろの会、不登校を考える親の会・磐田、ツナガル居場所、コーヒーの会、スキナダケcafé、ハッピーの会**などがある。

以上のような取組は、保護者の居場所、情報交換の場所、学習場所、相談の場所等となっている。行政による取組では十分手の届かない領域、いわば隙間を埋める取組であるといえる。主催団体は、こうした居場所を借家等の方法により利用することが多く、運営費の確保が運営団体の大きな負担となっている。

イ 社会的居場所の提供

磐田市市民活動センターのつぼは、中学生を対象としたボランティア活動を企画し、

市内の各種市民団体が企画するイベントに参加する機会を提供している。

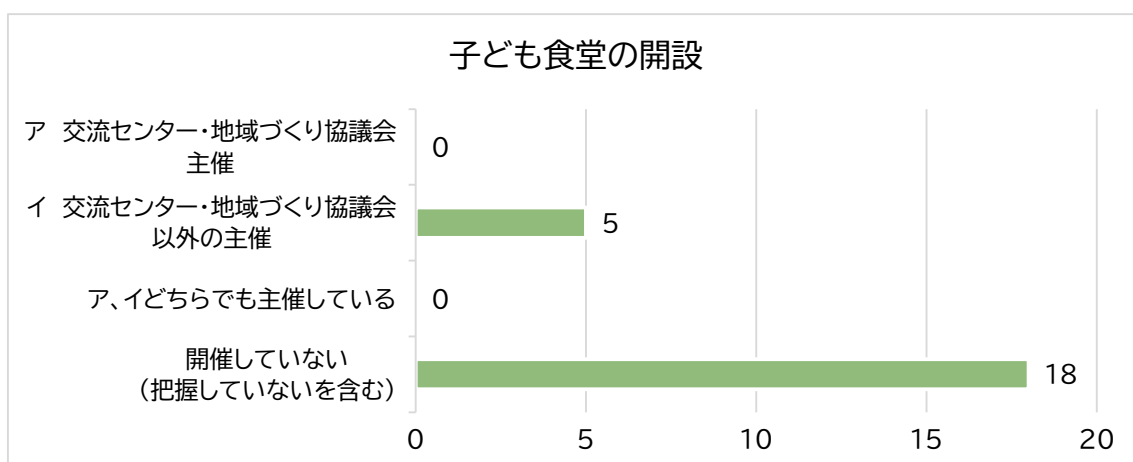
ウ 居場所としての子ども食堂

市内には子ども食堂が5か所あり、多くが市民ボランティアにより運営されている。寄付金・補助金等により運営費を賄い、JA・スーパー・農家等から食材の支援を得るなどして、概ね月1～2回程度食事の機会を設けている。

子ども食堂は、経済的困窮により十分な食事を摂取することが困難な子どもだけでなく、家庭不和・DV等々様々な家庭事情を抱え愛情や癒しを求める子どもの居場所にもなっている。共働き家庭の子どもたちの中には、放課後の居場所や家庭団らんの場所を求めて子ども食堂に足を運んでいる子どももいる。

市内外の子ども食堂の中には、10代の居場所を目指し小学生から専門学校生までが集まり料理を楽しむ機会を提供する試みや、小中学生に調理や運営の補助を体験する機会を提供する試みもあり、食育の観点からも貴重な体験活動となっている。

子ども食堂を運営する市民団体は、支援を必要としている家庭への周知や食堂開設のための会場確保に要する経費の捻出に苦慮していることが多く、民生委員児童委員協議会や交流センターと連携しながら課題解決に努めている。地域は人々のつながりの網の目のようなものであるが、子ども食堂経営に関わる多くの人々のつながりや営みは地域づくりそのものといえる。



(3) 企業等による居場所の取組

令和6年7月、ソミックマネージメントホールディングスがJR磐田駅前の本社ビル内に高校生を対象としたフリースペースを創設し、更に、今後の在り方として、社屋の一部を高校生・市民・社員が交流するゾーンとして構想中である。

5 行政の取組

(1) 人間的居場所への取組

本市では、学校外における登校に関する相談窓口として、**教育委員会学校教育課教育支援グループ**を、子育てに関する全般的な相談窓口として**こども・若者相談センター**を設け

てきた。令和6年4月以降、こども・若者相談センターは組織改編により**こども若者家庭センター**となり、妊娠や出産、こども・子育てに関する相談や、虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの相談、女性相談や若者相談など、様々な相談を受け付けている。

学校以外の学びの場としては、目的や支援内容が異なる複数の**教育支援センター(あすなろ1・あすなろ2・あすなろ3)**を設けている。

あすなろ1は、自主学習と休憩を繰り返す形態で、学校に近い過ごし方になっている。集団生活をとおして集団や社会への適応能力の育成に努めている。令和4年に開設した**あすなろ2**は、人との関わりに困難性を抱える児童生徒を対象とし、1対1の関わりや小集団での活動をとおして、生活の自立を図り、集団や社会への適応力の育成に努めている。近年は、元気でやりたいことを持っているが、あすなろ1には通えない不登校生が増えている。

このことを踏まえて、令和6年8月に**あすなろ3**を開所した。磐田市が設置し、不登校児童生徒の支援に関する分野で幅広い知見を有する学校法人国際学園に運営を委託する（公設民営）もので、多様なニーズに応じた多様な学びの場を用意することを通して、集団や社会への適応能力の育成を図ることをねらいとしている。星槎高等学校学習支援センター（浜松市）と連携している。民間の力を活用する取組である。

なお、あすなろ1・2・3を利用している児童生徒は年間数十人であり、長期欠席者全体の一部に止まっている。

(2) 社会的居場所への取組

ア 放課後児童クラブ

放課後児童クラブ（学童保育）は、保護者が就労している児童にとって放課後の居場所であり、国の放課後児童健全育成事業に基づいて運営されている。本市では、小学校1～6年生に、放課後や長期休業期間の遊びや生活の場を提供しており、令和6年度には、本市が運営する児童クラブが52か所、社会福祉法人・株式会社が運営する児童クラブが5か所ある。県内の国立民営放課後児童クラブは64クラブ（2022年5月現在：県こども未来課）あり急増している。大手進学予備校・企業・ダンススタジオ等が経営する児童クラブも誕生し保護者の関心を呼んでいる。

磐田市では、これまで市直営で放課後児童クラブを運営してきたが、令和7年度以降、運営業務の一部（保育事業）を民間企業等に委託されることとなった。

イ 学習交流センター

駅前の天平のまちに2012（平成24）年5月に開所した学習交流センターには、「くつろぎ・憩いコーナー」、「学習室」のほか、軽食や飲み物などをとりながら会話を楽しむことができる「ふれあい交流コーナー」があり、無料で利用することができる。一般の市民・若者が言葉を掛け合い交流する自由な場所を想定した場所であるが、主に高校生が定期試験前などに学習の場として利用している。当施設はJR磐田駅に近接しており、下校途中の高校生にとって大きな利便性を有しているが、一般市民にとっては、無

料で利用できる駐車場が備えられていないことは、利便性の点で大きな課題となっている。

ウ 社会的居場所としての部活動

アの児童クラブの運営とともに、中学校の部活動の在り方についても、放課後活動課において今後の在り方が検討されている。

教員の働き方改革を理由として、部活動を廃止し、地域の指導者による文化・スポーツ活動を地域において実施する方向で準備が進められている。指導者の確保・活動場所の確保・活動場所への移動・高額な参加費の負担等数多くの課題を抱えている。

(3) 児童生徒、保護者等への情報提供

2023（令和5）年7月、磐田市教育委員会は、文部科学省通知を踏まえて、官民連携による取組を推進するため、公的機関及び民間団体等による登校への不安や困りごとの相談窓口、居場所、学校外の学習機会等を紹介するリーフレットを「コードモン」により配信した。保護者は、居場所や教育・医療・福祉等の専門家による支援、中学校卒業後の進路等に関する情報提供を強く希望しており、引き続き全家庭への適時適切な情報提供が求められている。不登校傾向のある生徒の増加に伴い、県内中学校卒業者の通信制課程を置く高校への進学者は、平成25年度末に897人（卒業者の2.5%）であったものが、令和5年度末には2,316人（同7.2%）と、10年間で凡そ2.6倍となっている。通信制課程の学びの形態や教育課程は多様であり、十分な情報提供が求められる。

6 他市の取組

広島県や愛知県岡崎市では、校内フリースクールを公立中学校に設置し、長期欠席児童が生徒の人数の増加が抑制されつつあるとの報告もある。在籍学級との距離を近くし、個に応じた教育課程や個別支援計画による支援を行っている。

埼玉県戸田市ほか各地で、一人一台PCの普及やコロナ禍で行われたオンライン授業を背景として、自宅からインターネット上に設けられた仮想空間（メタバース）としての学校に登校する**オンライン不登校支援システム**を用いた取組も見られる。オンラインでの学習支援も教科の授業だけでなく、広島県では課題探究型の学習（美術館・工場見学など）やクラブ活動の実践事例もある。

不登校傾向のある児童生徒や若者相談窓口の事例としては、浜松市が市中心部に開設する**こども若者総合相談センター「わかばプラス」**がある。不登校・就職・貧困等々あらゆる相談に応じるとともに、相談センターが若者にとり、ひとつの居場所となることも期待されている。若者同士での相談や悩みの共有によるつながりの形成も想定され、注目してよい。人間的居場所及び社会的居場所の架け橋の機能が期待されているといえる。

また、浜松市は、不登校に悩む児童生徒や保護者向けのホームページ「**お家 de 交流 まなびの窓**」を開設し、民間フリースクールの情報提供や相談、保護者相互の交流の場を設けるなどしている。

提言 体験活動の充実～子ども・若者に社会参画の機会を～

1 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進する

磐田市は、製造品出荷額等が県内自治体 35 市町中 4 位、全国自治体 1718 市町村中 29 位、スポーツのまちとして思い浮かぶ市町村ランキング 1 位（2023 年度）など活力に満ちた自治体であるが、少子高齢化に伴い、年少人口（0～14 歳）・生産年齢人口（15～64 歳）ともに減少傾向にあり、今後、地域の担い手不足が深刻化していくことが予想される。

また、家族形態や働き方の多様化に伴い、地域における人間関係が希薄化し共生・共助の意識が乏しくなる中、地域住民主体の地域づくりが課題となっている。

このような中、一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な地域社会を形成するために、市民の多様な学びや活動を地域づくりに繋ぐことができる社会教育の力に期待が寄せられている。地域に愛着を持ち、地域づくりに参画しようとする意欲は、概ね中学生・高校生の頃までの感動的な体験が基盤となって形成され则认为られる。

こうしたことから、多様な文化を持つ人々が共生し共に助け合っていく社会を実現するため、子ども・若者に社会的な活動に参加するよう促すとともに、活動においては参加者同士の交流を促し、共生・共助社会に向けた人づくり・つながりづくり・地域づくりを意図した働きかけや運営を心掛けるようにしたい。

2 体験活動は人づくりの原点であり、社会全体として体験活動を推進する

2013(平成 25) 年 12 月の中央教育審議会答申『今後の青少年の体験活動の推進について』において、「体験活動は人づくりの原点」であり、青少年に人間的な成長に不可欠な体験をさせるためには、「体験活動の機会を意図的・計画的に創出する」ことが求められているとした。また、学校が計画できる体験的な活動には制約があり、地域・学校・家庭・民間団体（NPO・子ども会・青年団・青年会議所等）・民間企業など、社会全体として体験活動を推進していくことが必要であるとした。

3 学校教育に求められること

(1) 「開かれた教育課程」の実現及び「地域学校協働活動」の充実を図る

社会教育法の一部改正（平成 29 年 3 月）により、「地域学校協働活動」法が法的に位置付けられ、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとなった。また、教育委員会は「地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じる」こととされている。

次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を地域と学校が共有し協働することが重要であり、従来の地縁団体だけではない、新しいつながりが生ま

れることは地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。地域の諸団体との連携により体験活動を実施する際には、十分な打ち合わせ、児童生徒の活動状況の把握・支援・丁寧な振り返り等が求められる。学校と地域づくり協議会・スポーツ団体・文化団体・研究機関・企業・NPO等々との連携を一層強めることが求められている。

ア 学校運営協議会運営の視点に「地域づくり」を入れる

コミュニティスクール（地域運営学校・学校運営協議会を設置する学校）への取組には2つのねらいがある。一つは、地域の代表者による学校運営協議会を設置し、校長からの学校の実情に関する報告を踏まえ、学校経営方針や教育計画について協議し承認することにより地域の方々が学校経営に参画すること、もう一つは、学校を核とした地域づくりを推進することである。地域づくりは人づくりであり、地域と学校が地域の課題や将来像を共有し、連携して教育活動を展開する（開かれた教育課程）ことが求められている。学校運営協議会は地域課題の話し合いの場の一つである。

学校運営協議会の運営において、次のような取組が考えられる。

- (ア) 学校運営協議会における協議題の1つに「地域課題」を入れ、地域の課題や解決方法について学校関係者と地域住民が協議する。
- (イ) 児童生徒の地域における体験活動のうち、「総合的な学習の時間」など教育課程に位置づけのある体験活動については、出来る限り、当該小中学校の教職員が児童生徒の活動の様子を見るよう努める。
- (ウ) 学校運営協議会の委員と一般の教職員が語り合う場を設ける。
- (エ) 学校運営協議会の委員と児童生徒が語り合う場を設ける。
- (オ) 学校運営協議会において協議された事項のうち、地域との関わりがある内容については、「学校だより」「地域づくり協議会だより」等により住民に伝える。

イ 地域学校協働活動の充実に向けたCSD・CSC制度の充実を図る

CSD（コミュニティ・スクール・ディレクター）やCSC（コミュニティ・スクール・コーディネーター）には、学校の要望・要請を踏まえ、学校の教育環境整備や教育活動を支援できる人材を地域から集める、児童生徒の体験活動場所を地域の中で確保する等の役割が期待されている。学校関係者からは、CSD・CSCの方々の尽力に感謝する声が聞かれる。

一方、地域の方々からは、「教員の顔が見えない」「学校が求める人材の要件や授業の意図等が分からない」「教員と直接話をしたい」等の声が聞かれる。必要に応じて、地域の人々と教職員が直接顔を合わせて、打ち合わせをする機会を持つことにより、事業のねらいを正確に踏まえた教育活動の実現に繋がると考えられる。

また、地域が学校を支える関係に加えて、学校には地域が抱える課題解決に協力し地域づくりに貢献できる学校であることが求められていることから、今後は、地域の歴史・文化・産業等に精通し、地域課題を認識し、地域の各分野の人材とのつながりを持

つコーディネーターの存在が必要である。CSD・CSCには、学校と地域を双方向から繋ぐ「地域学校協働活動推進員」としての役割を担うことも求められているといえる。

今後、CSD・CSCには、次のような取組が考えられる。

(ア) CSD・CSCを仲介した打ち合わせのほかに、地域づくり協議会担当者と学校の担当教職員とが対面若しくはメール交換等により、具体的な活動内容やねらいについて直接打ち合わせができる体制を整備する。

(イ) CSD・CSCは、地域づくり協議会青少年健全育成部会ほか関係部会との連携を密にし、地域の要望を学校に伝える。

ウ 学校の窓口を明確にする

地域の各種団体と学校を繋ぐ窓口を明確にし、地域の方々が児童生徒の体験活動等について相談や依頼しやすい体制を整えたい。具体的には、学校と地域を繋ぐ窓口は誰かを地域に周知する必要がある。併せて、窓口となる教職員（地域連携担当教員）が地域学校協働活動についての認識を深めたい。

エ 交流センター(地域づくり協議会)・市民団体等と連携し、社会参画機会を意図的に創出する ～防災・まつり・イベント開催等～

学校と交流センター（地域づくり協議会）・市民団体等が連携し大きな成果を挙げている取組には、防災活動・祭典・イベント開催がある。非常変災が増加する中、地域住民は防災活動に大きな関心を寄せている。また、子どもから高齢者まで家族皆で身近な所で楽しむことのできる祭典やイベントに関心を寄せている。

平日の昼間時における防災活動は地元の中学生の力に対する期待が大きく、小中学生を対象とした防災合宿等への取組が各地区で行われている。防災意識を高めるとともに、地域の一員としての自覚も深まることから、地域の防災訓練や防災講座等への参加を積極的に勧めたい。

地域の祭典においては、祭青年が減少する中、小学生や中高校生が持つ力への期待は大きい。同時に、交流センター・地域づくり協議会主催の文化的行事（夏祭り・文化祭・運動会等）においても小中学生・高校生の参加・参画への期待が大きい。地域と学校との連携により、小中学生・高校生等に企画段階から意図的に参画させるなどして、人々とのつながりを感じ愛郷心を高めるとともに充実感や達成感を味わう体験活動にしたい。同時に、主権者意識の涵養、将来の地域の担い手育成の観点から、極めて重要な取組であるといえる。

地域における防災活動・祭典・イベント開催等、大勢の地域住民が参加する催しは休日に行われることが多いが、教員も可能な限り参加し保護者や地域住民と触れ合うとともに、学校では見ることのできない地域の中の子どもの姿を知ることが教育上も極めて有意義であるといえる。

小学校の運動会を学校と地域づくり協議会が共催し、プログラムの中に地域の人々が参加できる種目を設けることも考えられてよい。運動会などの地域行事の場で、子ど

も・若者が地域の大人と触れ合うことは、大人はもとより子ども・若者にとっても楽しいことであり、生涯に亘るつながりができることもあり、意義深い。

オ 教員もボランティア体験に参画しよう

地域と児童生徒を結ぶ存在である教員には、地域における体験活動の教育的意義を深く理解することが求められる。自らの体験に基づき児童生徒に地域行事等への参加を促すことができることが望ましい。そのためには、教員自身が機会を見つけてボランティア活動に主体的に参加することが期待される。

(2)「総合的な学習(探究)の時間」の充実を図る

各小中学校では、「総合的な学習の時間」において地域課題探究活動に熱心に取り組んでいる。同様に、市内及び近隣の高等学校においても「総合的な探究の時間」において地域課題探究活動への取組が見られる。

地域の産業や歴史・文化等を知り、それらを担う市民の話を聞き、発見したことを整理・発表しあうなどの学習は、将来の自分自身の生き方を考える上で極めて有益である。豊田中学校においては、実際に生徒一人一人が希望する地域活動に取り組ませるところまで、「総合的な学習の時間」に組み込んでいる。こうした取組が更に充実して行われるとよい。

(3) 特別活動の充実を図る

ア 自然体験等をねらいとする集団宿泊体験の充実を図る

市内小学校を実施している集団宿泊研修は1泊2日が大半であるが、その効果の点では、2泊以上の研修が望ましい。授業時数の確保が厳格に求められているなど、実施期間を増加することには様々な課題があることが推測されるが、体験活動のねらいを踏まえ、適切に実施期間や実施方法を設定することが望ましい。

イ 職場体験の充実を図る

本市では、中学校における職場体験が1日で実施されており、仕事を知る体験期間としてはやや不十分である。学習指導要領において、望ましい職場体験の期間が5日間程度と示されており、授業時数の確保が厳格に求められているなど、実施期間を増加することには様々な課題があることが推測されるが、体験活動のねらいを踏まえ、適切に実施期間や実施方法を設定することが望ましい。

ウ 小中学校における優れた芸術鑑賞体験を継続する

小学生・中学生・高校生の時期に音楽・演劇・古典芸能等の優れた芸術を鑑賞することは豊かな感性を培う上で極めて有益である。学校規模や家庭環境等を問わず、すべての児童・生徒が優れた芸術を直に鑑賞する体験を味わうことができる磐田市の取組は、高く評価することができる。

今後は、複数校による合同鑑賞を含め、より良い芸術鑑賞体験の機会を継続して創出していきたい。

エ 小中学校における地元プロスポーツチームの試合観戦体験を継続する

ジュビロ磐田（サッカー）、ブルーレブズ（ラグビー）というプロのスポーツチームを持つ本市として、小中学生に公式試合をスタジアムにおいて直に観戦する体験を提供することは意義深い。この体験は末永く児童生徒の記憶に残り、スポーツを見る・する・応援することをとおして、豊かな人生を送ることに繋がるものであり、高く評価することができる。今後とも継続したい。

(4) 放課後等における中学生の文化・スポーツ活動の機会の確保・充実を図る

ア 部活動における地域課題探究及び部活動をととした地域貢献活動に取り組む

主として高校の部活動において取組が見られる地域課題探究や中高校の部活動において実施されている地域貢献活動は、社会の一員としての自覚を深め社会参画意識を高める意味で極めて意義深い。地域の関係機関・関係団体と連携しながら、一層活動の充実に努めたい。

イ 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の放課後等における文化・スポーツ活動の機会確保・充実を図る

放課後等における生徒の自主的な活動を基盤とした部活動は、教科学習とは異なる異年齢集団における人間形成や生徒の個性や良さを伸長する貴重な場として大きな教育的役割を果たしている。令和6年度、市内公立中学校在籍生徒4,444人のうち、凡そ8割3,500人が学校で行われる部活動に参加している。サッカー・野球等の地域クラブで活動している中学生は凡そ1割である。

イギリス・アメリカはじめ欧米諸国においても、概ね13歳～18歳までの青年が在籍する中等教育機関では、人間関係形成・個性伸長・非認知能力（協調性・粘り強く取り組む力・段取り力・レジリエンス等々）の育成の点で大きな教育的効果を有する放課後の文化・スポーツ活動を奨励しており、地域・学校の両方で各国固有の形態により活動が行われている。

また、本県の「教育振興基本計画」においても、才能を伸ばし個性伸長を図るため、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛することを教育の基本に掲げており、本県教育委員会が示している部活動の今後の在り方に関する方針の中で、各学校において部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえ、放課後における居場所の確保・学年を超えた多様な生徒が活躍する場の確保・教科学習とは異なる集団での教育活動をととした人間関係の形成・教員の生徒理解や信頼関係に基づく生徒指導等々に取り組むことを求めている『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年2月静岡県教育委員会）。

今後とも、放課後等における中学生の活動場所として体育施設・特別教室等を備える学校が果たす役割は大きいと推測されることや、中学生の地域クラブにおける体験活動の管理・運営を勤労成年や高齢者だけに委ねることについては様々な課題があり、引き続き学校との連携協力への期待も大きいことから、学校、家庭・地域及び行政関係者

の十分な意思疎通のもと相互の連携及び協力に努め、「SP0☆CUL IWATA」が目的とする「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」を実現したい。

(注) 学校としての取組に関する具体的な提言は、**③ 子ども・若者の居場所の現状と課題**において記載した。

4 地域に求められること

(1) 人々をつなぎ、地域の諸課題を語り合える交流センター(地域づくり協議会)にする

ア 公民館の原点に立ち返る

交流センターは、地域づくりの拠点となる社会教育施設である。交流センターの前身は「公民館」である。1949年制定の社会教育法により法的に位置付けられた「公民館」は、地域コミュニティにおける社会教育の実践の場や機関として設置され、地域住民が親睦を深め、地域の諸課題について議論し、文化交流し、青年・成人教育を実践し、郷土振興を図ることが期待されてきた。その流れを引く「交流センター」も同様の場・機関としての役割が期待されている。交流センターや交流センター等に事務局を置く地域づくり協議会は、自治会・市民団体・PTA・民生児童委員等々、様々な団体が地域の在り方や諸課題について自由に意見交換できるプラットフォームでありたい。

イ 交流センター主催事業では楽しく過ごすことを大切にする

交流センター主催事業を実施する際には、教育的になることは避け、交流センター職員や事業の企画・運営に当たる住民・中高校生等が事業を楽しむことを大切にしたい。楽しく活動することをとおして住民同士が顔見知りとなり、結びつきを形成していくことができれば、事業の目的は達成されたと考えてよい。社会教育の観点に立てば、人々のつながりができることが諸事業の隠れた目的であるといえる。

ウ 小中高校生を対象とする講座を企画する

交流センターでは、参加者の実績・希望等を踏まえ数多くの教養講座を開催しており、『学びの庭』掲載の講座やイベントには多くの市民が参加している。生涯学習の観点から大きな意義を有しているといえる。

今後は、市内はもとより県内外の取組を参考にして、小中高校生を対象とした生活・文化体験、自然体験、社会参画体験についても企画・充実していきたい。小中学生を対象とする学習支援講座を高校生・大学生・市民のサポートを得て実施することも検討してよい。

諸講座の開催を、人づくり・つながりづくり・お楽しみ・地域づくり等々複数の狙いを備えた取組として捉えるなどして広い視野で取り組みたい。

(2) 子ども・若者に社会参画の機会を意図的に創出する

ア 体験活動を「参加」型から「参画」型に深める

2023（令和5）年4月、**こども基本法**の施行に伴い、子ども・若者に関わる施策については、子ども・若者に意見を表明する（の声に耳を傾ける）機会を与えることが求められるようになった。また、子ども・若者の社会的自立を促し、社会の有意な形成者として育成するためには社会活動への参画が不可欠であることも指摘されている。

交流センターが取り組む諸事業の一つの柱として、子ども・若者の地域参加・参画を促進し、地域との関わりの動機付けとなる体験活動に力をいれたい。

国の施策では、概ね小学校区を地域コミュニティとして想定しているが、磐田市内の交流センター（地域づくり協議会）は、必ずしも一つの小学校区と対応しているわけではない。一つの交流センター（地域づくり協議会）が所管しているエリア内に複数の小学校が設置されているケースや、3～4つの交流センター（地域づくり協議会）が管轄する地域から一つの小学校・中学校に児童生徒が通学しているエリアもある。事業ごとに地域の実情を踏まえつつ、より多くの子ども・若者が関わるができるような工夫が求められる。

イ 地域行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出する

子ども・若者の社会参画を推進し、地域におけるつながりを深めるとともに、主権者意識の高揚を図るため、児童生徒が主体的に参画する地域行事（納涼祭・交流センターまつりなど）・防災活動等を意図的に創出していくことが求められる。防災リーダー講習会に参加した中学生が地域の防災活動において指導的な役割を果たすなどは好事例である。そのためには、学校・地域（交流センター・地域づくり協議会）・市民団体・行政等関係者の連携・協力を深めたい。

ウ 中学生への参加呼びかけでは、回覧板・SNS・ママ友を有効に活用する

教職員の多忙化等を背景として、地域イベントへ中学生の参加を呼び掛けることに難色を示す向きがあるとの指摘がある。将来の地域の担い手である子ども・若者に体験活動に参加・参画する機会を提供する地域学校協働活動の重要性について、地域・学校が共通理解を持つことが何よりも大切である。

そのうえで、子ども・若者への情報提供や働きかけを行う際には、次のようなことに留意するとよい。

- (1) 回覧板によりイベント企画や中学生等の参加呼びかけをするとよい。回覧板で興味深いイベント情報を入手した中学生が SNS により友達に発信している事例もある。
- (2) 地域活動への参加を呼び掛ける手法としてママ友つながりによる声掛けが有効である。
- (3) 非常変災時には、顔見知りでない住民が避難所として指定されている交流センター等に集まり協力しあうことになる。普段からより広域の住民同士が互いに顔を

合わせ知り合いになっておくことにより、非常変災時における対応力が向上すると思われる。

- (4) 公開講座の受講や市民団体の活動においては、居住地域を超えて近隣する交流センターを利用することもあることから、子ども・若者を対象とした交流センター主催事業への参加を募る際、所管エリアに隣接するエリアなどにも参加を呼び掛けるなど弾力的に対応する。

5 行政に求められること

(1) 社会教育推進に係る組織的・有機的な体制整備を図る

社会教育所管課に社会教育主事を配置することが法的に義務付けられている。令和6年度現在、本市の所管課には、社会教育主事の資格を有する職員は配置されていないが、社会教育を担う専門的人材を養成する講座を受講し「社会教育士」の称号を有する職員がいる。地域づくりの基盤形成に社会教育が重要な役割を果たしていることから、社会教育士の称号を有する職員がいることは大きな意義を有するといえる。社会教育行政所管課として諸事業を的確に推進できるよう職員体制の一層の充実を図ることが望ましい。

本市における社会教育に係る施策は、自治市民部自治デザイン課のほか、教育委員会教育総務課・同学校教育課・同放課後活動課、企画部政策推進課、自治市民部スポーツのまち推進課・同文化振興課、こども部子ども未来課・同こども若者家庭センター、同ひと・ほんの庭にこっと等、多くの部局で担われている。

社会教育全体を統括する自治市民部自治デザイン課では、交流センターの管理運営に関すること、交流センター講座の企画や交流センター職員の研修に関すること、学習交流センターの管理・運営に関すること、家庭教育の支援に関すること、子ども若者健全育成に関すること、生涯学習の推進に関すること、二十歳の集いに関すること、30歳の同窓会に関すること、社会教育委員会に関すること等、社会教育法で定める数多くの事務を担当している。

このほか、市内外における具体的な取組事例等に関する情報収集及び提供、社会教育人材の育成、地域学校協働活動を推進するための地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発等の事務も法的に課せられている。

これらの事務をダイバーシティ推進室及び交流センターグループの職員が分掌しているが、諸事業の着実な推進、事業相互の連携、社会教育所管課として本市の社会教育の諸事業を統括し有機的・効率的に推進する取組等が課題となっており、早急に体制づくりに取り組みたい。

その際、現行の地区担当制を実質的に地域づくりを支援できる地区担当制となるように、課内でのグループを超えた情報共有に努めるとともに、自治デザイン課・こども未来課・こども若者家庭センター・健康増進課・放課後活動課等関連する部署の職員がチームを編成するなどして、地区ごとの子ども・若者の現状や社会参画に係る情報を共有し支援

に努めることも考えてよい。

本市が主催するいわた高校生まちづくり研究所(旧ヤング草莽塾)や、市の補助事業として開催されている**高校生ラボ**(磐田ここからラボの一つの事業：高校生の自主的な企画による講演会など)は、高校生が社会活動に参画する貴重な機会となっており継続するとともに、特に、いわた高校生まちづくり研究所の発表会には、各地区交流センター長等も参加し高校生の提案に耳を傾けるようにしたい。

表 磐田市の社会教育所管課及び主な事業(令和6年度時点)

首長部局	自治市民部	自治デザイン課	・青少年健全育成 ・家庭教育支援 ・交流センター講座の開催 ・若者、市民の学習交流の場の提供(学習交流センター) ・二十歳の集い ・市民活動団体の支援
		スポーツのまち推進課	・地元プロスポーツチーム試合観戦体験 ・スポーツ教室の開催
		文化振興課	・芸術作品の鑑賞、創造の場の創出 ・青少年の文化芸術活動の支援
	企画部	政策推進課	・いわた高校生まちづくり研究所 ・磐田ここからラボ
	こども部	こども未来課	・こども若者家庭センターによる相談対応 ・子どもの居場所づくりの支援
教育委員会	教育部	放課後活動課	・放課後児童クラブ ・部活動地域移行
		学校教育課	・中学生地域リーダー養成講座 ・放課後子供教室
		中央図書館	・読書活動の推進

(2) 子ども・若者の体験活動・社会参画活動の一層の推進を図る

ア 中学1年生段階からボランティア体験を積むことができる体制を整備する

教育委員会学校教育課が青少年リーダー養成事業として実施しているボランティア体験事業は、中学3年生を対象としている。また、一部の中学校で取組まれている地域貢献も実施年度は中学3年である。こうしたことから、交流センター等が主催する各種イベントに参加している中学生は概ね中学3年生に限定されている。

地域ではより多くの中学生が各種イベントに参加・参画することを希望していることや、中学1年生の段階から継続して地域活動に参加することが体験活動として一層効果的であると考えられることから、今後は、中学1年生や活動内容によっては小学校高学年の児童も地域の様々な活動に参加・参画できる方策を学校・地域の関係者で検討していくことが望ましい。

地域づくり協議会：磐田市は、平成27年に小規模多機能自治を推進するための活動拠点として交流センターを設け、活動組織として地域づくり協議会を設けた。

小規模多機能自治：自治会、町内会などの基礎的コミュニティよりも広範囲の概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組みを行うこと。

イ 若者による地域活動団体を育成する

地域活動に参画する若者の団体としては、「NPO法人SAC」や「いわた若者ネットワーク」の活動がある。また、磐田市市民活動センターのつぽでは、中学生・高校生にボランティア活動の機会を提供しているが、全般的に地域づくりに関わる若者の活動は低調である。

行政として、若者による地域活動団体を育成するためには、次のような取組が考えられる。

第一に、交流センター・地域づくり協議会等、若者の社会参画に関わる事業を実施する社会教育機関の関係者に、若者の地域活動の優良事例に関する情報を積極的に提供する。

第二に、「子ども・若者と笑顔で出会う地域の集い」等において、まちづくりや様々な体験活動に主体的に参画している小中高校生による意見発表や体験活動の報告の機会を積極的に設ける。

第三に、いわた高校生まちづくり研究所企画提案発表の中で評価できるものについては実現できるように、高校生の発案を後押しする体制を整える。発表が活動のスタート地点になることが望ましい。

第四に、ボランティア活動に参加した中学生が高校進学後もボランティア活動を継続できるように、学校・交流センター・地域学校協働活動推進員・市民活動センター等

によるサポートを行う。

第五に、市の施策により、若者によるまちづくり活動への補助金給付などの事業を検討してもよい。

ウ ユースワーカー(ユースサポーター)を積極的に育成する

若者に寄り添いながら適切な助言やサポートができる**ユースワーカー(ユースサポーター)**を育成したい。「いわた高校生まちづくり研究所」の取組では、大学生・大学院生等からユースサポーターを募集し高校生の研究を支援する取組をしているが、交流センターの諸事業に参画する中学生等をサポートする高校生や大学生を育成することが必要である。また、浜松市の協働センター長や主任（コミュニティ担当）が各種事業を展開する上で、中学生・高校生等をサポートしながら社会参画を促しユースワーカーの役割を果たしているように、本市の交流センター職員も同様にユースワーカーとしての役割を果たすことが求められている。

コミュニティづくりは短期間で実現するものではなく、5～6年、事業内容や地域の実情等によっては更には長い年月を要することもあるであろう。地域との信頼関係が仕事の基盤となることから、ユースワーカーとしての役割も期待される担当職員の在職年限についても配慮が求められる。

エ 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の放課後等における文化・スポーツ活動の機会確保・充実を図る(再掲)

放課後等における生徒の自主的な活動を基盤とした部活動は、教科学習とは異なる異年齢集団における人間形成や生徒の個性や良さを伸長する貴重な場として大きな教育的役割を果たしている。令和6年度、市内公立中学校在籍生徒4,444人のうち、凡そ8割3,500人が学校で行われる部活動に参加している。サッカー・野球等の地域クラブで活動している中学生は凡そ1割である。

イギリス・アメリカをはじめ西欧諸国においても、概ね13歳～18歳までの青年が在籍する中等教育機関では、人間関係形成・個性伸長・非認知能力（協調性・粘り強く取り組む力・段取り力・レジリエンス等々）の育成の点で大きな教育的効果を有する放課後の文化・スポーツ活動を奨励しており、地域・学校の両方で各国固有の形態により活動が行われている。

また、本県の教育振興基本計画においても、才能を伸ばし個性伸長を図るため、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛することを教育の基本に掲げている。そして、本県教育委員会が示している部活動の今後の在り方に関する方針の中で、各学校において部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえ、放課後における居場所の確保・学年を超えた多様な生徒が活躍する場の確保・教科学習とは異なる集団での教育活動をとおした人間関係の形成・教員の生徒理解や信頼関係に基づく生徒指導等々に取り組むことを求めている『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年2月静岡県教育委員会）。

今後とも、放課後等における中学生の活動場所として体育施設・特別教室等を備える学校が果たす役割は大きいと推測されることや、中学生の地域クラブにおける体験活動の管理・運営を勤労成年や高齢者だけに委ねることについては様々な課題があり、引き続き学校への期待も大きいことから、学校、家庭・地域及び行政関係者の十分な意思疎通のもと相互の連携及び協力に努め、「SP0☆CUL IWATA」が目的とする「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」を実現することが求められている。

(注) 行政としての取組に関する具体的な提言は、③ 子ども・若者の居場所の現状と課題において記載した。

提言 これからの居場所の在り方について

1 学校における人間的居場所及び社会的居場所の確保を図る

(1) 人間的居場所を確保する

ア 校内教育支援センター(校内フリースクール)の充実を図る

市内にねらいや支援の在り方を異にする**校外教育支援センター**が3か所整備されることになったが、保護者の送迎が必要であることや施設の物理的制約もあり利用できる子ども・若者の人数には自ずと限度がある。

他県では、校内教育支援センター設置により、長期欠席児童生徒の増加を抑制できているとの事例もあり、本市においても、心の相談室を発展させ、児童生徒が自力で登校できる在籍校の中に「校内教育支援センター」を設け、「在籍学級」「校内教育支援センター」「校外教育支援センター(あすなろ1・2・3)」の3つの居場所の間を緩やかに行き来できるようにすることを考えてよい。

本市では、AI自動追尾機能付きカメラを活用した授業配信への取組も始まっている。そうした学びの中で、再び教室に戻ることができた事例も報告されており、コロナ禍で習得した遠隔授業の技法を効果的に活用していくことは検討されてよい。希望する生徒が教室での授業をネット配信で受講する取組は積極的に活用したい。

このほか、県では、「オンライン不登校支援プログラム」を活用して仮想空間(メタバース)としての学校を設け、自宅からアバター(分身となるキャラクター)で登校できる仕組みを活用する取組を開始した。同様の取組が民間においても見られる。生徒は学習したり、職員や友達と交流したりすることができ、このことをきっかけとして友達とのつながりを求める動きも見られるという。様々な取組を試行してよい。

イ 地域の人と触れ合う場を創設する

教員だけでなく、多様な属性を持つ地域住民が関わることにより、学校教育の視点だけでなく幅広い視野で、子ども・若者の在り方生き方を考え支援することができると考

えられる。こうした取組の1つに、浜松大平台高校のほか県内3つの高校に設けられている**校内居場所カフェ**がある。これは、社会福祉士・キャリアコンサルタント等が校内居場所カフェを設け、カフェを利用する高校生と気軽に語りあうものである。教員以外の地域の大人と触れ合う中で次第に様々な悩みを打ち明け、大人が支援していくことが期待されている。

ながふじ学府の中学校には市民も利用できる図書室や地域交流室が設けられている。学校の中に多様な場所があり、学校に行くのが面白いと受け止められるとよい。今後増加が見込まれる空き教室を利用して、地域の人々の居場所を校内に設けることを考えてもよい。

ウ 適時適切な情報提供に努める

不登校の子ども・若者を持つ保護者同士が情報交換を行ったり、不安や悩みを共有したりすることができる保護者の会が次第に増加しつつあり、集う場所も喫茶店や校内の図書室など気軽に利用できる場所が工夫されている。

学習支援に対する期待も大きく、将来を見通し様々な体験活動の機会に関する情報、選択可能なキャリアとそれを実現するために必要な事項等に関する情報等を強く求めている。校内の心の教室等に関する情報に加え、**夜間中学校、教育支援センター、フリースクール**等、学校外の学びの場についても、可能な限り正確で豊富な情報提供を適時適切に提供したい。

生徒本人・保護者の関心が特に高い中学校卒業後の進路については、3つの課程（全日制課程・定時制課程・通信制高校）がある高校、通信制課程を置く高校の多様な学びの形態（通学型・自宅学習型等）、社会体験活動・自然体験活動等多様な活動を提供する通信制高校、**学びの多様化学校**（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）、特別支援学校等がある。こうした様々な学びの機会についても正確な情報を提供し、一人一人の子ども・若者に合った進路選択ができるよう支援したい。

更には、不登校傾向を持つ子ども・若者の保護者は、就学期間だけでなく将来にわたりどのようにして働き生きていくか不安を抱いている。外国籍の子ども・若者等にも共通する不安でもあり、共に働き生活していく地域の姿を描くことができるような支援の在り方を教育・福祉・医療・地域づくり等に関わる関係者で探っていく、そのような取組が期待されている。

教育支援センター：各地域の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行う。公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

フリースクール：学校や教育支援センター以外の、日中時の間帯に不登校の子供が学習や興味のあることに取り組むことができる場所。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になる。有償であり、入学金や受講料の納入が必要。

中学校夜間学級(夜間中学校)：様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や外国籍の方で学齢期を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う。都道府県によっては、中学校学齢生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象としている。

学びの多様化学校：不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。例えば、総授業時数の削減、特色ある教科の新設、不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることができる。令和6年度現在、全校に35校（公立21校、私立14校）ある。

(2) 社会的居場所を確保する

ア 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める

中学生の文化・スポーツに係る体験活動を「学校教育」から「社会教育」に移管する今回の施策について、中央教育審議会は「地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」（中央教育審議会答申：平成31年1月）としており、部活動の地域移行には、地域における環境・体制整備が大前提であるとしている。

また、スポーツ庁・文化庁が設置する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」は、中間とりまとめ（令和6年12月）において、「学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障」することを理念として示し、学校を含め地域全体での取組が必要としており、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することを提案し、「学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要」があることを強調し、最終まとめに向けて協議を続けている。

中学生のスポーツ・文化活動の在り方を検討していく際に、学校として留意すべき事項は次のとおりである。

第一に、「SPO☆CUL IWATA」が目的とする「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ

選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」できる体制を実現するためには、学校・家庭・地域（地域クラブ等の社会教育団体・NPO 法人・企業等）・行政の連携・協力が強く求められることから、当事者である中学生や保護者、文化・スポーツ団体関係者等からの意見聴取の機会を随時設けるなどして課題解決に取り組みたい。

第二に、今回の部活動改革のねらいは、学校規模が縮小する中でも、希望する中学生が可能な限り文化・スポーツ活動に参画する機会を保障することにある。部活動の教育的意義は極めて大きく、部活動が多くの中学生にとって充実した学校生活を送る上で欠かせない体験活動となっていることを改めて踏まえるとともに、地域の一員である学校としての役割を改めて認識し、地域の各種社会教育団体・行政と主体的に連携・協力したい。

第三に、放課後のスポーツ・文化活動の場所は、可能な限り児童生徒がアクセスしやすい学校の中に設けることが望ましい。学校には体育施設・特別教室等が備わっていることに加え、活動場所への移動に伴う安全の確保・活動時間の確保・保護者による送迎の困難性等を考慮すると活動場所として学校が適切である。学校施設の使用については、学校教育法第 137 条及び社会教育法第 44 条・第 45 条を踏まえ適切に対応したい。

第四に、部活動に参加する 3,000 人を超える中学生の指導や地域クラブの管理・運営業務を勤労成年や高齢者に依頼することには課題が想定されることや、現在行われている教員・部活動指導員に加えて、企業や NPO 等からの指導員派遣等も考えられることから、スポーツ庁・文化庁・静岡県教育委員会のガイドラインに示されているように、「学校において教員の指導により継続する文化・スポーツ活動（部活動）」、「学校において地域の指導者の協力を得て継続する文化・スポーツ活動（地域連携による部活動）」、「地域の指導者により地域で設ける文化・スポーツ活動（地域クラブ）」の 3 つのタイプに整理し、各学府の実情に合った形態を採用することが考えられる。希望する中学生がスポーツ・文化活動に参加できることを最優先に考え段階的取組を考慮すること、試行錯誤が避けられないこと等にも留意し柔軟に対応したい。

放課後、地域クラブに参加することが様々な事情により困難である、自発的に活動したい等の事由により中学生が校内での活動を希望する場合には、その機会を提供する体制を整えることも重要である。

第五に、保護者から「専門性を有する指導を期待できる地域クラブもある」などの良さに期待する声がある反面、「活動場所が限定され送迎が必要であること」「会費納入の負担が大きいこと」「平日の活動時間が夕方～夜間となると想定されること」等に不安を抱く声も聞かれる。家庭環境により活動に参加できないなどの「体験格差」が生じることは避けなければならない。

なお、本市では、「地域部活」という用語を用いているが、存在するのは「学校教育活動の一環として行われている部活動」と、地域住民等が指導にあたる「市民活動としての地域クラブ」であり、両者は大きく性格を異にしている。「地域部活」は曖昧で誤

解を招く表現であり使用を避けることが望ましい。

学校教育法 137 条： 第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

社会教育法 44 条：（学校施設の利用） 第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 地域における人間的居場所及び社会的居場所の確保を図る

（1）社会教育施設（交流センター等）を活用する

ア 交流センターの中に、子ども・若者の居場所を確保する

文部科学省は、多様な学びの場、居場所を確保する観点から、身近な地域で人とつながり、学びに向かう様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の居場所をつくることが大事であるとし、公民館（交流センター）や図書館等の社会教育施設を活用することを推進しようとしている（「COCOLO プラン」令和 5 年 3 月）。

人生は学校に通学している時期以外に広く広がっているものであり、学校の教員が見ている一時期だけではないことに十分留意したい。小中学生だけでなく就学前の子どもにも不登園の現われが見られるとの指摘がある。共働き家庭が大半となった現代社会においては、大人も子供も生活にゆとりがなく、精神的に追いつめられる恐れを誰もが抱えている。こうした時こそ、多様な生き方があるという原点に立ち返り、地域の人々皆で子育てを支援していくことが必要である。その具体的な方策の 1 つとして、地域の人々が出入りする交流センター内に、多世代の居場所等を設けることが検討されてもよい。田原地区の三世代プラットの取組は参考になるであろう。

イ 子ども・若者に開放する時間・空間を工夫する

児童館や若者のための居場所を新設することは困難であるが、茨城県水戸市のように、曜日や時間帯を定めて、交流センターの一定の施設を子ども・若者に提供することも考えられる。

磐田北高校の生徒は、放課後・休日等における気軽な学習や活動の場所として、交流センターを活用できる環境の実現を提案している（令和 5 年度「高校生まちづくり研究所」発表）。浜松市富塚協働センターのコミュニティアシスタントの取組を参考に、希望する高校生が交流センターのボランティア会員となることにより、若者に活動場所を提供するなどの工夫も検討してよい。何よりも、交流センターが子ども・若者にとって身近な存在となるよう、施設の利用の仕方を周知し、いつでも誰でも利用できる場所であることを周知していくことが必要である。

社会人である若者から「市内に若者が気軽に集い、語り合うことができる場所がない」との声が聞かれる。街中の図書館等の公共施設、商店街の中の空き店舗などに、無償若

しくは安価で利用できる居場所を確保できるとよい。焼津市駅前商店街の一角に空き店舗を活用して開設された一般社団法人トリナスが運営する民設民営の「みんなの公民館・まる」はそうした取組の事例といえる。

(2) 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める

磐田市教育委員会は、これまで学校教育活動の一環として行われてきた部活動を廃止し、地域クラブにおいてその役割を代替する施策を進めている。これは、部活動を「学校教育」から「社会教育」に移管する施策である。中学生のスポーツ・文化活動の在り方を検討していく際に、地域として留意すべき事項は次のとおりである。

第一に、今回の部活動改革のねらいは、学校規模が縮小する中でも希望する中学生が可能な限り文化・スポーツ活動に参画する機会を保障することにある。このことは、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携・協力があって初めて実現できることである。

地域の文化・スポーツ団体の会員等として活動している市民の大半は仕事に従事しており、平日・休日に中学生のために出来ることは限定される。地域の実情を踏まえ、文化・スポーツ活動への参画を希望する中学生に質の高い良質な環境を実現するために地域としてできること・できないこと等を整理し、学校・行政との連携協力を努める。

第二に、文化・スポーツ活動の場所として、体育施設や特別教室を備えている学校を使用する場合には、学校教育法第 137 条及び社会教育法第 44 条・第 45 条を踏まえ適切に対応する。

第三に、部活動に参加する 3,000 人を超える中学生の指導や地域クラブの管理・運営業務を勤労成年や高齢者に依頼することには課題が想定されるとともに、現在行われている部活動指導員に加えて企業や NPO 等からの指導員派遣等も考えられる。保護者からは、「専門性を有する指導を期待できる地域クラブもある」などの良さに期待する声がある反面、「活動場所が限定され送迎が必要であること」「会費納入の負担が大きいこと」「平日の活動時間が夕方～夜間となると想定されること」等に不安を抱く声も聞かれる。また、地域クラブの指導者からは、「私たちには生徒指導はできない」「学校の協力が欲しい」等の声も聞かれる。

こうしたことから、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携のもと、中学生の文化・スポーツ活動のよりよいあり方を探ることが求められる。

3 行政に求められる取組

(1) 不登校児童生徒の居場所充実のため官民連携の実質化を図る

文部科学省は、「フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい」（文科省通知：令和元年 10 月 25 日）としており、学校や行政は、市教育委員会が開設する居場所に加え市民団体が開設する居場所とも連携・協力し互いに補完しあうことの必要性に言及している。

急増する不登校児童生徒への学校や行政による公的支援には、カウンセラーや支援員の配置・居場所の提供等の点で自ずと限界がある。また、市民団体による取組においては、地域において幼児期から青年期に至るまで長期間に亘り寄り添い支援することができることや、実践を踏まえた情報提供ができることなど、民間の取組ならではの良さ・強味があると考えられる。官民による多様な相談窓口・居場所があることが望ましい。

また、行政ができることとして、子ども・若者の社会的自立や学習支援に従事する方々の研修機会の開設・市民団体相互の連携促進・情報発信・運営の支援等が考えられる。

こうしたことから、今後、学校・行政と居場所づくりや相談業務に関わる市民団体の連携を実質化するため、話し合いの場を計画的・継続的に持つなどして相互に協力・補完する体制づくりに努めたい。

(2) 学校・家庭・地域・行政の連携により、中学生の居場所としての文化・スポーツ活動の場の確保・充実に努める(再掲)

中学生の文化・スポーツに係る体験活動を「学校教育」から「社会教育」に移管する今回の施策について、中央教育審議会は「地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」（中央教育審議会答申：平成31年1月）としており、部活動の地域移行には、地域における環境・体制整備が大前提であるとしている。

また、スポーツ庁・文化庁が設置する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」は、中間とりまとめ（令和6年12月）において、「学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障」することを理念として示し、学校を含め地域全体の取組が必要としており、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することを提案し、「学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要」があるとし、最終まとめに向けて協議が続けている。

中学生の居場所としてのスポーツ・文化活動の在り方を検討していく際に、行政として留意すべき事項は次のとおりである。

第一に、「SPO☆CUL」が目的とする「全ての中学生に自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を持続的に提供」できる体制を実現するためには、学校・家庭・地域（地域クラブ等の社会教育団体・NPO法人・企業等）・行政の連携・協力が強く求められることから、当事者である中学生や保護者、文化・スポーツ団体関係者からの意見聴取の機会を随時設けるなどして課題解決に努めたい。

第二に、今回の部活動改革のねらいは、学校規模が縮小する中でも、希望する中学生が可能な限り文化・スポーツ活動に参画する機会を保障することにある。部活動の教育的意

義が極めて大きく、中学生にとって充実した学校生活を送る上で欠かせない体験活動となっていることを踏まえ、希望するすべての中学生が活動に参加できることを最優先に計画を構築できるよう、地域の重要な一員である学校を含め地域全体に連携・協力を求めたい。

第三に、放課後のスポーツ・文化活動の場所は、可能な限り児童生徒がアクセスしやすい学校の中に設けることが望ましい。学校には体育施設・特別教室等が備わっていることに加え、活動場所への移動に伴う安全の確保・活動時間の確保・保護者による送迎の困難性等を考慮すると活動場所として学校が適切である。学校施設の使用については、学校教育法第 137 条及び社会教育法第 44 条・第 45 条を踏まえ適切に対応したい。

第四に、部活動に参加する 3,000 人を超える中学生の指導や地域クラブの管理・運営業務を勤労成年や高齢者に依頼することには課題が想定されることや、現在行われている教員・部活動指導員に加えて、企業や NPO 等からの指導員派遣等も考えられることから、スポーツ庁・文化庁・静岡県教育委員会のガイドラインに示されているように、「学校において教員の指導により継続する文化・スポーツ活動（部活動）」、「学校において地域の指導者の協力を得て継続する文化・スポーツ活動（地域連携による部活動）」、「地域の指導者により地域で新たに設ける文化・スポーツ活動（地域クラブ）」の 3 つのタイプに整理し、各学府の実情に合った形態を採用することが考えられる。希望する中学生がスポーツ・文化活動に参加できることを最優先に考え段階的取組を考慮すること、試行錯誤が避けられないこと等にも留意し柔軟に対応したい。

放課後、地域クラブに参加することが様々な事情により困難である、自発的に活動したい等の事由により中学生が校内での活動を希望する場合には、その機会を提供する体制を整えることも重要である。

第五に、保護者から「専門性を有する指導を期待できる地域クラブもある」などの良さに期待する声がある反面、「活動場所が限定され送迎が必要であること」「会費納入の負担が大きいこと」「平日の活動時間が夕方～夜間となると想定されること」等に不安を抱く声も聞かれる。家庭環境により活動に参加できないなどの「体験格差」が生じることは避けなければならない。

なお、本市では、「地域部活」という用語を用いているが、存在するのは「学校教育活動の一環として行われている部活動」と、地域住民等が指導にあたる「市民活動としての地域クラブ」であり、両者は大きく性格を異にしている。「地域部活」は曖昧で誤解を招く表現であり使用を避けることが望ましい。

(3) 公民連携により小中高校生の居場所・体験活動の確保・充実を図る

今後は、部活動や地域クラブに加入しない中学生が増加することも想定されることから、学校・交流センター・地域づくり協議会・行政等の連携・協力により、文化・スポーツ活動以外の多様な居場所・体験活動の確保・充実に努めたい。

磐田市では、**いわたおんぱく(～温故知新博覧会～)**事業を開始しようとしている。これは、

「磐田の文化や歴史、スポーツ、自然、特色ある産業や個店など、新しいアイデアや違う視点で見つめ直し、地域の素材を題材とした小規模なプログラムやゼミナール」を開催するものである。これらの中に、小中学生向け・高校生向けの企画を作ることも考えられる。

(4) 適時適切な情報提供及び相談窓口の周知に努める

不登校傾向を持つ児童生徒の保護者は、居場所や教育・医療・福祉等の専門家による支援、中学校卒業後の進路等に関する情報提供を強く希望しており、引き続き全家庭への適時適切な情報提供に努めたい。

2024年4月にiプラザ内にオープンした「子ども若者家庭センター」の役割と、社会教育所管課である自治デザイン課青少年健全育成担当の役割を明確にし相互の連携を深めたい。「こども・若者家庭センター」は、母子保健と児童福祉の機能を一体化した機関であり、出産・子育て・児童虐待・貧困・いじめ等の相談に対応する。一方、自治デザイン課（青少年健全育成担等）は、各地区交流センター・地域づくり協議会・市民活動センター等と連携しつつ、社会的活動の場を求める若者への情報提供、相談、健全育成に係る取組を充実させたい。そして、こうした行政や関係機関等の情報を学校に提供するとともに、SNSサイト等において、子ども・若者に情報発信したい。

(5) ユースワーカー(ユースサポーター)の育成に努める ～スペースとプレイス～

人間的居場所、社会的居場所に共通することは、単に**スペース(空間)**があるだけでは、居場所としての機能を果たすことができないということである。居場所として機能するためには、そこに信頼され適切に若者に対応し導くことができる**ユースワーカー**がいることが不可欠である。こうした要件を備えた場所を**プレイス**と呼んでいる。

また、社会的居場所であるためには、第一に、仲間意識・協調性・協働性等を体感できる場であるとともに、能力を伸ばすことにより賞賛され、自己肯定感や達成感を味わうことができる場であることが望ましい。社会的居場所であるためには、この2つを備えていることが必要である。そのためには、様々な分野の知識・技能に精通し、子ども・若者の成長・発達に係る指導経験を持つ導き手が不可欠である。

地域づくり協議会の中には、かつての青少年健全育成部会に相当する部会（子ども部会等）を存続させ、部会員がイベントの企画・運営に当たる中学生等をサポートしているところもある。また、大学生のボランティア団体が同様の役割を果たしているところもある。

ユースワーカーには様々な形態があると考えられるが、交流センター職員等を対象として、ユースワーカーを育成するための研修機会を設けることが必要である。

ユースワーカー：若者の居場所づくりや地域参加などの幅広い活動を通し、青年の成長を支える人材。英国が発祥。2023年度に設置されたこども家庭庁を巡る議論で、子どもから大人へと成長過程にある若者と社会をつなぐ存在として注目された。京都・神戸・尼崎等での先進的な取組がある。

(6)学習交流センターを学習・交流・社会参画をキーワードに再構築する

中高校生の自習スペースとしての機能を継続しつつ、改めて、開設の理念「一般の市民・若者が言葉を掛け合い交流する自由な場所」に立ち返り、中高校生のキャリア形成支援の観点から、30～40 代の先輩が高校生に語り掛け語り合う講座を開設するなど、中高校生と市民が交流する場としての活用方法を工夫したい。

おわりに

本提言書をまとめるにあたり、磐田市内の交流センター長・地域づくり協議会長・市民団体代表者の皆さんには、「市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査」や聞き取りをとおして、各地区の祭典・イベント開催・伝統芸能の継承等々、様々な分野における子ども・若者の体験活動についてお教えいただきました。

また、佐藤拓男・浜松市北部協働センター長、野嶋京登・浜松市富塚協働センター主任、笠原活世・菊川市市民協働センター長には、中高校生等の社会参画に関する取組について、実践を踏まえ多くの示唆をいただきました。この場をお借りして熱く御礼申し上げます。

本提言書を手掛かりに、学校・交流センター・地域づくり協議会・市民団体相互の情報交換が行われ、子ども・若者の体験活動や居場所の確保・充実の取組が一層活発となることを願っています。

<主な参考文献>

今井悠介『体験格差』講談社現代新書 2024

牧野 篤『社会基盤としての社会教育再考』日本青年館新書 2020

文部科学省「小学校学習指導要領」平成 29 年 3 月

文部科学省「中学校学習指導要領」平成 29 年 3 月

文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」平成 29 年 7 月

文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」平成 29 年 7 月

中央教育審議会『今後の青少年の体験活動の推進について』（答申）平成 25 年 12 月

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
（答申）平成 30 年 12 月

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の
改善及び必要な方策等について」（答申）平成 28 年 12 月

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）令和元年 10 月 25 日

文部科学省「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」

（事務連絡）令和 5 年 7 月 31 日

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

2024 年 11 月

文部科学省委託調査「令和 2 年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21 世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」

令和 3 年 3 月 株式会社浜銀総合研究所

スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する

総合的なガイドライン（令和 4 年 12 月）」

スポーツ庁・文化庁「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」

中間とりまとめ

令和 6 年 12 月

静岡県教育委員会『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針』

令和 5 年 2 月

市内各地区における子ども・若者の体験活動及び居場所に関する調査結果（令和6年8月）

項目		地 区	岩田	大藤	向笠	田原	御厨	南御厨	西貝	南	長野	見付	中泉	今之浦	福田中央	福田南	豊浜	竜洋	富岡	池田	井通	青城	豊田東	豊岡中央	豊岡東
		内 容																							
子ども・若者の体験活動の機会について	生活・文化体験活動	年中行事に関連する講座（節分・ひな祭り・七夕・正月飾り作りなど）	○		○	○		○	○			○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○
		工作・実験・読み聞かせ等の講座	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○	
		食に関する体験教室（親子料理教室など）	○		○	○	○	○	○			○						○	○	○	○	○	○	○	○
		秋祭等への子ども・若者（小中高校生）の参加状況	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		代表的な秋祭等の伝統文化における継承活動や保存活動（まつり囃子・舞等）	○	○		○	○	○	○	○	—	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	
		伝統文化（舞、大念仏、茶華道 等）の継承活動や体験活動	○			○	○		○	○	○	○	○		○		○		○	○		○	—	○	○
		小中高校生の総合（地域）防災訓練への参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
		小・中・高校生を対象とした防災活動	○			○		○		○	○		○				○	○	○	○	○	○	○		
		納涼祭の開催及び子ども・若者の参加状況	○		○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	○	○	○	○	○	
		文化祭の開催及び子ども・若者の参加状況	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○				○	○		○
		運動会等の開催及び子ども・若者の参加状況				○	○	○	○	○								○		○					
		芸術鑑賞・芸術発表の機会（公演等の鑑賞・演技発表会等）	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		—	○			○	○	○
		その他の生活・文化体験活動	○	○		○				○	—		○		○	○			○	○			○		
	自然体験活動	自然観察・キャンプ等の野外活動			○				○						○				—		○		○	—	○
	社会体験活動	中・高校生のイベント（納涼祭・文化祭・運動会等）への運営者としての参加・参画状況	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
		子ども・若者の高齢者介護、幼児保育、高齢者との交流に関する活動	○		○	○		○			○	○	○	○		○	○		○	○			○	—	
		子ども・若者と障害児（者）との交流活動											○		○				—				○	—	
		子ども・若者と外国籍住民との交流活動						○							○			○	—				—	—	
		子ども・若者の職場見学・職業体験（農業体験・会社見学など）	○			○	○				○	○			○	○		○	—	○		○	○	○	○
		子ども・若者の環境美化活動		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
居場所について		不登校傾向のある児童・生徒及び保護者への居場所や学習機会											○						—				—	—	
		子ども・若者への学習支援の場所や機会の提供							○			○	○			○	○	○	—				—	—	
		子ども食堂の開設										○	○					○	—					○	
		子ども・若者の文化（ダンス・音楽演奏・調理・工作・実験等）・スポーツ等の活動場所提供				○	○			○	○				○			○	○		○	○	○	○	○

○ 交流センター・地域づくり協議会・市民団体等の主催により実施している

— 不明（把握していない）

磐田市社会教育委員会委員名簿

(任期：令和５年６月１日から令和７年５月３１日まで)

No	氏 名	職 名	備 考
1	浅羽 浩	静岡産業大学 名誉教授	委員長
2	三輪 邦子	NPO 法人磐田まちづくりネットワーク 代表理事	副委員長
3	山田 美沙	労働者協同組合いわたツナガル居場所ネットワーク 理事	
4	高橋 亮祐	NPO 法人スポーツコミュニティ磐田・ポーラスター 副クラブマネージャー	
5	田中 さゆり	前教育委員 家庭教育支援員	
6	大場 富恵	家庭教育支援員	
7	内野 稔	磐田市自治会連合会 副会長 豊浜地区長	
8	岩崎 光宏	長野小学校 校長	R5. 6. 1～ R6. 3. 31
	伊熊 一隆	青城小学校 校長	R6. 4. 1～ R7. 5. 31

* 事 務 局 自治デザイン課

磐田市社会教育委員会活動経過

令和5年度

回	期 日	内 容
第1回	9月5日（火）	・ 委嘱状交付 ・ 教育長諮問 ・ 令和5、6年度提言書の調査・研究テーマについて
第2回	10月25日（水）	・ 社会教育とは（これからの調査・研究・協議に向けて） ・ 社会教育委員の活動紹介 ①不登校の子どもの居場所について ②スポーツを通した子どもの育成支援について
視察	1月11日（木）	・ 浜松市北部協働センター 「ジュニア公民館」への取組と成果について ・ 浜松市富塚協働センター 若者が主体的に参画するイベントの推進について
研修	2月21日（水）	静岡県社会教育委員連絡協議会 西部地区研修会 「育成年代のスポーツ活動環境」 講師 法政大学 教授 杉本龍勇 氏
第3回	3月7日（木）	・ 放課後児童クラブ及び地域部活に関する取組について ・ 1月11日の視察の振り返りについて

令和6年度

回	期 日	内 容
第1回	6月27日（木）	・ 子ども・若者の体験活動に関する地域の取組について 西貝交流センター、長野交流センター
第2回	8月20日（火）	・ 磐田市教育委員会における不登校児童、生徒への支援 の取組について
調査	8月2日～30日	・ 市内各地区における子ども・若者の体験活動（地域活動）及び居場所に関する調査
調査	9月26日（木）	・ 菊川市プラザきくる 若者の社会参画の取組について 菊川市市民協働センター センター長 笠原活世 氏
第3回	11月5日（火）	・ 調査結果の協議 地域づくり協議会・交流センター主催事業及び所管地区における関連団体の取組・課題について
第4回	1月21日（火）	・ 委員による協議（提言書について）
研修	1月28日（火）	静岡県社会教育委員連絡協議会 西部地区研修会 「子どもの体験格差とその解消に向けて」 講師 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 代表理事 今井悠介 氏
第5回	3月25日（火）	・ 委員による協議（提言書について）